国別ジェンダー情報整備調査
東ティモール国

最終報告書

平成23年1月
（2011年）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

オーピーシー株式会社

公共
JR
11-003

国別ジェンダー情報整備調査
（東ティモール国）

目　　　　次

要約 i

略語表...vi

1.　基礎指標 1

1-1　経済社会関連指標 1
1-2　保健医療関連指標 3
1-3　教育関連指標 4
1-4　ミレニアム開発目標（MDGs）指標 5

2.　女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み 6

2-1　東ティモール国の女性の概況..6
2-2　ジェンダーにおける東ティモール政府の取り組み 10
2-3　ナショナル・マシナリー...12

3.　主要セクターにおける女性の現状...16

3-1　教育分野 16
3-2　保健医療分野 19
3-3　農水産業業分野...23
3-4　経済活動分野 27
3-5　平和構築分野 31
3-6　女性に対する暴力分野 34

4.　東ティモール国における開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配慮事項...37

5.　国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業 41

6.　ジェンダー関連の情報源..44

6-1　関連機関／組織・人材リスト...44
6-2　関連文献リスト...48

7.　用語・指標解説...52

8.　参考文献 54

要約

国別ジェンダー情報整備調査【東ティモール国】（2011 年作成）概要
東ティモール国の女性の概況
• 東ティモール国は人口約 113 万人、テトゥン族が大半を占めるカソリック国家である（カソリック 99.1%）。2002 年、25 年間に渡るインドネシアの支配から独立し、2006 年の政治混乱ののち、2007 年には元大統領と首相が就任した。現在も国連東ティモール統合ミッション（United Nations Integrated Mission in Timor-Leste :UNMIT）が駐留し、国家は平和構築の段階にある。女性をめぐる状況も、暴力問題、健康問題や貧困問題などがみられる。 • 政治参加については、国会議員に占める女性の割合は現在 29.2%である。しかし地方政府になると、県知事は 0 名、郡知事は 1 名のみ、村長レベルではわずか 3%が女性である。現在、政府や国際機関は中央レベル・地方レベルともに女性の参画を全体の 3 分の 1 まで増やすために、女性のリーダーシップ支援、立候補者への訓練支援を行っている。 • 伝統的な家父長制が残っており、結婚時の婚資制度の影響で、地方ではとくに夫は妻を従属した所有物と考える意識があり、政府の重点課題である家庭内暴力問題の大きな要因となるという。また、カトリックの影響とインドネシア占領時の強制的家族計画の影響で、村落でのリプロダクティブ・ヘルスの啓蒙が十分に浸透しておらず、多産多子が村落の貧困に拍車をかけている傾向がみられる。
ジェンダーに関する東ティモール政府の取り組み
• 2010 年 4 月、「家庭内暴力対策法」が議会で可決され、同年 6 月に大統領が署名、同年 7 月に正式に公布された。これを受け、国際機関の支援により平等推進国家長官（Secretary of State for the Promotion of Equality :SEPI）」による全国的な家庭内暴力撲滅キャンペーンが実施されている。2011 年には、法の施行のための国家行動計画が策定される見込みである。 • ジェンダー平等は憲法 17 条に明記されており、現在, SEPI は「ジェンダー平等法」を草稿中、2011 年には策定の予定である。 • 2008 年より全省庁にジェンダー・フォーカル・ポイント（GFP）が任命され、それぞれの組織のジェンダー主流化に取り組んでいる。2011 年には GFP は「ジェンダー・ワーキング・グループ」と改名され、局長レベルを任命し決定権を強化する見通しである。 • SEPI の調整にて各省庁のジェンダー予算研修とジェンダー統計整備が進められている。ジェンダー予算に関しては、2009 年に議会によって「ジェンダー予算議決」が通過しているが、実際には各省の予算把握と分析も困難な状況である。
ナショナル・マシナリー
• 2002 年に首相に助言する機能としてジェンダー平等推進助言室（Office of the Advisor

on the Promotion of Gender Equality: OPE）が設立されていたが、2008 年に省庁レベルの位置づけのナショナル・マシナリーとして「平等推進国家長官（Secretary of State for the Promotion of Equality ：SEPI）」が設置された。現在、スタッフは 43 名である。政策と法の策定と実施、省庁のジェンダー主流化、ジェンダー平等文化の推進を柱に活動を行っている。

- ジェンダー政策開発局では、ジェンダー研修、分析調査、省庁連携、計画・モニタリング・評価の課が設置され、本年度は省庁の GFP の研修と連携、SEPI 職員のジェンダー研修、家庭内暴力調査、農業とジェンダー分析調査、若年妊娠に関する調査、家庭内暴力撲滅キャンペーンなどを実施した。しかし、SEPI の年間予算は、約 100 万ドルであり、これは全政府予算の 1%に満たない。
- 2010 年は家庭内暴力対策法制定という大きな達成年であるため、県、郡、村レベルでの大々的なキャンペーンをメディアやイベントを使って実施した。ジェンダー平等や家庭内暴力は東ティモール国においては新しい概念であるため、国家の発展と正義と平和の観点から、地方の男性リーダーおよび男女住民対象の啓蒙事業をメディア（テレビ、ラジオ、インターネット）やイベントを通じて実施している。

教育分野におけるジェンダー

- 憲法の第 57 条においては、万人のための教育（Education for All : EFA）が謳われており、2008 年に制定された「国家教育法」にも、男女の教育機会の平等が打ち出されている。2008 年、これらを受けて教育省では、ジェンダー・ユニットを設置し、GFP と職員 3 名を任命。省内と事業のジェンダー主流化に務めている。
- 現在、①初等・中等・高等教育での生徒数のジェンダー平等、②女性教師の増員、③省内意志決定職への女性雇用に力を入れている。女生徒の小学校高学年における退学率が高いことに対する対策として、学校環境の改善（女子トイレの維持管理）、教師による暴力や性暴力の防止、女性教師の増員、通学路の安全確保、若年妊娠への対策を図っている。とくに、思春期の少女の妊娠については、最も退学率の高い 3 県での実態調査をもとに、保健省とともに、男女生徒に対して学校での性教育、コミュニティでの保護者に対する啓発活動を実施中である。
- 東ティモールにおける識字率は男性 79%、女性 68%（2009 年）。村には教育コーディネーターが配置されており、村落でのノン・フォーマル教育を担当しているが、地域により取り組みにばらつきがあり、EFA 達成のためには、ノン・フォーマル教育による再教育や生涯教育のシステムづくりが今後の課題である。
- 高等教育では、工学系高校への女子の入学が非常に限られている。SEFOPE 管轄下の国立職業訓練校は全国に 3 校あり、コースは電気、建築、IT など工学系が主体であるが、裁縫、観光ビジネス、調理などには女性の訓練生も多い。訓練生の男女比は 7:3 程度である。

保健医療分野におけるジェンダー

- 「国家戦略計画 National Strategic Plan」に基づき、保健省では現在、保健サービスへのアクセスと質とマネジメントに関するジェンダー平等を明記したジェンダー政策を

草稿中であり、2011 年には策定の予定である。

- 東ティモール女性の平均余命は 62.03 歳、男性は 60.26 歳（2008 年）である。妊産婦死亡率は 557（10 万人中）と依然として高いが、各種キャンペーンや支援の成果により減少傾向にある。病院での検査と出産を薦めるキャンペーンが保健省によって推進されているが、地方ではアミニズムや伝統的医療が深く根付いており、また保健機関の質も確保されていないため、保健施設で出産をする女性は全体の 3 割にしか満たない。
- インドネシア占領下での女性への強制的な家族計画による心身被害などもあり、現在でも住民には家族計画に対する抵抗がある。保健省の男性を巻き込んだ行動変容研修などにより出生率は 5.7 となった(2009 年)。
- 栄養失調の問題が深刻であり、母親と乳幼児ともに体重が国際基準に満たず、5 歳以下の子どもの 45%は低体重児、58%が低身長といわれており、母親の 21%が貧血状態にある。粗食や悪食の問題が国際機関から指摘されている。
- HIV 検査が受診できる病院は全国で 6 機関しかないため、地方の女性は検査の機会がない。そのため、データも信頼できるものとはいえない。一方、性暴力による HIV 感染、若者の HIV 感染、母子感染の問題が次第に表面化し始めている。
- 2008 年から保健省の主導により、村レベルで SISCA (包括的地域保健サービス) システムが布かれ、各村落に 1 名の保健ボランティアが任命され活動している。

農水産業分野におけるジェンダー

- 国家政策「農業成長推進と持続的な食糧確保のための戦略プログラム・Strategic Programme for Promoting Agricultural Growth and Sustainable Food Security」に基づいて、農業・農村開発におけるジェンダー戦略を策定中であり来年には完成の見込みである。
- 農漁業省内にはジェンダー・ユニットがあり、3 名が各部局の活動のジェンダー主流化と農民のジェンダー研修、女性農民の技能強化に取り組んでいる。省内では、部長 12 名と県の局長 12 名が GFP に任命され、ジェンダー・ワーキング・グループを形成し、それぞれのジェンダー取り組みについて定期的に意見交換を行っている。
- 農村女性の問題を解決するため、畑と菜園の作物の改良、栄養指導、調理指導まで含んだホームガーデン・プロジェクトが推進されており、受益者の 70%は女性である。また、農漁業省は、FAO の支援を得て、食料保障の観点から、乾季の農作物栽培を推進する「ポストハーベスト運営国家戦略」を策定中。
- 全国には 8 県に普及センターがあり、村には約 442 名の普及員が配置され、その約 6%が女性である。
- 東ティモール国は海に囲まれているが、海産物の年間消費量は一人当たり 4 キログラム程度であり、比較的少ない。これは、魚の加工技術や貯蔵技術および輸送手段が発達しておらず、山岳の住民（全体の約 70%）が入手することが難しいためといわれている。
- 土地法は、いまだ議会で承認されておらず、農地改革とともに今後の課題である。

経済活動分野におけるジェンダー
• 東ティモール国ではインフォーマル・セクターが成長しておらず、ビジネスはほとんどインドネシア人やその他の外国人によって握られている。そのため、男女ともにインフォーマル・セクターで雇用される機会はきわめて少ない。収入創出のためのスキルが欠けており、訓練へのアクセスも限られている。道路、市場、交通手段など基本インフラが整備されていない。 • SEFOPE では、これらの問題に対処するため、女性の起業支援、短期 OJT 技術研修支援を行うとともに、欧州委員会（EC）他の支援で、道路や橋や水路などの農村インフラの整備事業に、村の貧困世帯を参加させ、1 日 3 ドルを数ヶ月間支払うという「3 ドルプログラム」を実施し、地方の雇用創出の一助としている。 • 経済開発省では、マイクロファイナンス、小企業、起業、協同組合他の分野でジェンダー主流化をはかるよう努めており、SEFOPE および SEPI と連携して、「農村地域の家庭経済研修」（2008 年～）を実施している。 • 女性は、5-10 名ほどの自助グループを結成し小規模の 50-100 ドルほどの融資を受けることが多い。 • 東ティモール国では、労働法により、男女雇用機会均等が定められている。また、女性の産休は有給で 3 ヶ月（男性の場合 5 日間）認められ、職場復帰後の 3 ヶ月は、育児時間として朝夕に計 2 時間が認められる。 • 海外労働移動の問題は、東ティモール国では新しく、いまだデータ整備が行われていない。建設や家内労働の分野でオーストラリア、インドネシア、マレーシア、ポルトガル、アイルランドやイギリスなどに移動する男女が多いと言われているが、法律や保護体制は確立していない。
平和構築分野におけるジェンダー
• 社会連帯省は国家の復興と平和構築の分野を担っており、社会保障、元戦闘員、社会支援、社会再統合、災害マネジメントの分野で政策実施を行っている。国内避難民（IDP）の帰還はほぼ終了したところであり、男女ともに出身地かその近隣の村に帰還し、コミュニティへの社会復帰支援が現在の課題である。 • 同省大臣は自らジェンダー・リポートを出版し、省庁内のジェンダー主流化にはとくに力を入れているため、2007 年には、省内に「女性被害者の保護と困窮家庭の再統合局」（職員 14 名）が設置され、とくに女性支援事業を強化している。 • 紛争による寡婦、孤児、障害者などのデータは現在、分析中であるため詳細な数は把握されていない。女性世帯主家庭については、UNDP の支援により全国でマッピングが実施されており、結果は 2011 年に公表される見込みである。寡婦世帯に対しては、「母の財布」支援プログラムが実施されている。 • 紛争による家庭内暴力や性暴力の被害者はネットワークを強化し、自助グループを結成し、被害者の声を政府に届けている。政府は全国 4 箇所に国営のシェルターを運営し、家庭内暴力対策法 16 条に従って被害者の短期保護を実施している。 • 地方分権化については、2009 年に「地域分割法」が制定された。2012 年の大統領選挙

の後、「地方政府法」が制定され、現在の 15 県（District）が 5 地域に分割される構想である。また、現在の District が Municipality に格上げされ、2014 年には初の知事選挙が行われる見込みである。

女性に対する暴力分野におけるジェンダー

- 2010 年 7 月、「家庭内暴力対策法」が制定されたため、国家をあげての全国的な家庭内暴力撲滅キャンペーンが実施されており、女性に対する暴力の問題は、家庭問題ではなく犯罪として次第に認識されつつある。
- 財務省の最新統計では、女性の 38%が何らかの形で暴力を受けた経験があると分析されている。
- 近親相姦の問題は、とくに地方でみられ、父親や祖父、親戚による少女への性暴力やレイプが問題化している。望まない妊娠をした場合も中絶ができず、学業を続けられなくなる少女も多い。
- 村落での性暴力や家庭内暴力の傷害事件は伝統的な法の管理人である村の長老が仲裁するため、これらの問題が地域の裁判所まで持ち込まれることはほとんどない。SEPI と社会連帯省では、警察、病院、検事、弁護士、ソーシャルワーカー、教師、NGO などの連携システムのネットワークと能力強化に取り組み始めている。
- インドネシア統治下の女性に対する性暴力の被害もいまだ女性にトラウマを残しているが、加えて国連兵による性暴力、元戦闘員の夫からの暴力などの問題も指摘されている。

略　語　表

（東ティモール国）

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AECID	Agencia Espanora de Coopearcion International para el Desarrollo	スペイン国際協力庁
AusAID	Australian Government's overseas aid program	オーストラリア国際開発庁
CEDAW	Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
EC	European Commission	欧州委員会
EFA	Education for All	万人のための教育
FAO	Food and Agricultural Organization, UN	国際連合食糧農業機関
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GFP	Gender Focal Point	ジェンダー・フォーカル・ポイント
HIV/AIDS	Human-Immunodeficiency Virus/ Acquired Immuno-Deficiency Syndrome	人免疫不全ウィルス及び後天性免疫不全症候群
IDP	Internally Displaced Persons	国内避難民
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
IUD	Intra-Uterine Contraceptive Devices	子宮避妊具
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NORAD	Norwegian Agency for International Development	ノルウェー開発協力庁
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
OPE	Office of the Advisor on the Promotion of Gender Equality	ジェンダー平等推進助言室
SEFOP	Secretary of Vocational Training and employment	職業訓練・雇用長官
SEPI	Secretary of State for the Promotion of Equality	平等推進国家長官
SISCA	Integrated Community Health Services	包括的地域保健サービス
UNDP	United Nations Development Programs	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNIFEM	United Nations Development Fund for Women	国連女性開発基金
UNMIT	United Nations Integrated Mission in Timor-Leste	国連東ティモール統合ミッション
USAID	Unaited Stetes Agency for International Development	米国国際開発庁

1.　基礎指標

1-1　経済社会関連指標

国際開発指標

人間開発指数	ジェンダー開発指数	ジェンダーエンパワメント指数	ジェンダー不平等指数		出典
0.502 / 120位 (2010)	NA	NA	NA		1)
0.497 / 162位 (2009)	NA	NA	NA		

人口指標

総人口 [2]		都市人口比率 [2]		人口増加率 [2]	合計特殊出生率 [3]	出典
総人口	女性人口比率	都市人口比率	女性人口比率			2) 3)
1,066,582 (2010)	49.26% (2010)	29.55% (2010)	47.71% (2010)	2.41% (2010)	5.7（2009-2010）	
923,198 (2004)	49.16% (2004)	NA	NA	3.20% (2004)	7.8（2003）	
平均余命 [4]		世帯主別による世帯数 [5]				4) 5)
男性	女性	総計	男性世帯主	女性世帯主		
60.26 (2008)	62.03 (2008)	11,463（2009-10）	10,053（2009-10）	1,410（2009-10）		
59.82 (2007)	61.54 (2007)	NA	NA	NA		

経済指標

GNP/Capita [4]	実質GDP成長率 [6]	GDPデフレーター [4]	ジニ係数 [4]	開発援助額/GNP [4]		出典
US$2,460（2008）	11.6% (2009)	9.98 (2009)	31.92 (2007)	9.52%(2008)		4) 6)
US$1,520（2007）	11.0% (2008)	10.67 (2008)	NA	16.10% (2007)		

部門別公共支出

保健医療	教育	社会福祉	防衛	ジェンダー	その他	出典
4.8% (2009)	10.2% (2009)	18.5% (2009)	6.4% (2009)	NA	NA	7)
NA	NA	NA	NA	NA	NA	
対GDP	対GDP	対GDP	対GDP	対GDP	対GDP	1)
11.5% (2000-2007)	7.1% (2000-2007)	NA	4.7%(2000-2007)	NA	NA	
NA	NA	NA	NA	NA	NA	

産業比率（対GDP)

農業	工業	サービス業	その他		出典
32.2% (2005)	12.8% (2005)	55% (2005)	NA		8)
NA	NA	NA	NA		

労働指標

労働人口 [9]		失業率 [8]		最低賃金		出典
総労働人口	女性比率	失業率	女性失業率	男性	女性	8) 9)
262,000（2009-10）	32.06%（2009-10）	20%（2006）	NA	NA	NA	
NA	NA	NA	NA	NA	NA	

労働人口比率

	農業	工業	サービス業	その他		出典
人口	90% (2006)	NA	NA	NA		8)
女性比率	NA	NA	NA	NA		
人口	NA	NA	NA	NA		
女性比率	NA	NA	NA	NA		

ジェンダー関連取組

女性に関する国際条約批准・署名の有無

2003年	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW)	
2005年	ミレニアム開発目標	
（署名・批准年）		

意思決定参加率

	行政			民間			
	議会 4)	大臣 10)	副大臣/次官	役員	専門技術職		4) 10)
	29.2% (2009)	25% (2010)	NA	NA	NA		

ジェンダー関連政策

（制定年）	憲法17条	

ジェンダー関連法律

2010年	反家庭内暴力法	
2008年	Security Council Resolution No.1325 on Women, Peace and Security	
2008年	Decree No 16, Organic Law on SEPI	

ジェンダー関連国家組織

ナショナル・マシナリー名	平等推進国家長官 （SEPI）	

1-2　保健医療関連指標

人口に対する医療サービス

病床数/人口（千人）	医師数/人口（千人）		出典
NA	0.1 (2004)		4)
NA	NA		

乳児死亡率

全体（千人あたり）	女児（千人あたり）		5)
45 (2009-10)	53 (2009-10)		
60 (2003)	NA		

5歳児未満死亡率

全体（千人あたり）	女児（千人あたり）		5)
64 (2009-10)	76 (2009-10)		
83 (2003)	NA		

結核による死亡率

全体（100,000人あたり）	女児（100,000人あたり）		11)
47 (2007)	NA		
NA	NA		

主要感染症による死亡率

全体	女児		
NA	NA		
NA	NA		

1歳児におけるワクチン接種率

BCG	三種混合	ポリオ1	麻しん		12)
70.5%（2009）	75.7%（2009）	76.6% (2009)	69.7%（2009）		

リプロダクティブヘルス

家族計画実行率（15-49歳既婚女性）	出産介助率	妊婦貧血率		4)
22% (2009)	18.4% (2003)	NA		
10% (2003)	23.6% (2002)	NA		
妊産婦死亡率 5)（100,000人あたり）	合計特殊出生率 3)	平均初婚年齢 5)		3) 5)
		Men	Women	
557 (2009-10)	5.7 (2009-10)	25.3 (2009-10)	20.9 (2009-10)	
NA	7.8 (2003)	NA	NA	

栄養

5歳児未満における栄養不良率	経口補水療法利用率	ヨウ素欠乏症	12)
45.66% (2009)	NA	NA	
NA	NA	NA	

地域医療サービス

安全な水普及率			衛生施設普及率			4)
全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	
69% (2008)	86% (2008)	63% (2008)	50% (2008)	76% (2008)	40% (2008)	
63% (2005)	80% (2005)	57% (2005)	44% (2005)	68% (2005)	35% (2005)	

HIV/AIDS

HIV感染率 13)				HIV/AIDSに関する適正な知識の保有率 5)		13) 5)
全体	男性	女性		男性	女性	
		全体	妊産婦			
0.1%以下 (2008)	NA	NA	NA	20.0%（2009-10）	10.6%（2009-10）	
NA	NA	NA	NA	NA	NA	

1-3　教育関連指標

教育制度

初等	前期中等	後期中等	出典
6年間	3年間	3年間	

成人識字率（15歳以上）

全体	男性	女性	出典
NA	78.6% (2009-10)	68.0% (2009-10)	5)
NA	NA	NA	

初等教育

全体	男児	女児	出典
就学率			
75.94% (2008)	77.47% (2008)	74.35% (2008)	4)
64.56% (2007)	65.7% (2007)	63.37% (2007)	
進級率			
NA	NA	NA	4)
NA	NA	NA	
退学率			
4.0% (2006-07)	4.3% (2006-07)	3.8% (2006-07)	7)
10.0% (2007-08)	10.6% (2007-08)	9.4% (2007-08)	

前期中等教育

全体	男児	女児	出典
就学率			
31.36% (2007)	29.92% (2007)	32.86% (2007)	4)
NA	NA	NA	
進級率			
NA	NA	NA	
NA	NA	NA	
退学率			
3.8% (2007-08)	3.9% (2007-08)	3.7% (2007-08)	7)
NA	NA	NA	

後期中等教育

全体	男児	女児	出典
就学率			
15.2% (2009)	12.54% (2009)	17.69% (2009)	4)
9.81% (2002)	11.06% (2002)	8.7% (2002)	
進級率			
NA	NA	NA	
NA	NA	NA	
退学率			
5.0%	5.1%	4.9%	7)
NA	NA	NA	

男女別高等教育就学率

教育学		芸術		社会学		出典
男性	女性	男性	女性	男性	女性	
NA	NA	NA	NA	NA	NA	
NA	NA	NA	NA	NA	NA	
理工学		医学		その他		
男性	女性	男性	女性	男性	女性	
NA	NA	NA	NA	NA	NA	
NA	NA	NA	NA	NA	NA	

1-4　ミレニアム開発目標（MDGs）指標

初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率

初等教育		中等教育		高等教育		出典
2008	94%	2005	100%	2002	127%	14)
2007	94%	2004	99%	NA	NA	

非農業部門における女性賃金労働者の割合

		出典
2001	35.0%	14)
NA	NA	

国会における女性議員の割合

女性議員 (%)		全議員数		男性議員数		女性議員数		出典
2010	29.2%	2010	65	2010	46	2010	19	14)
2007	25.30%	2007	87	2007	65	2007	22	

妊産婦死亡率 (生児出生100,000人当たり)

2009	450
2001	660

医師・助産婦の立会による出産の割合

		出典
2009	29.6%	15)
2007	19.0%	

避妊具普及率 (15-49歳・既婚女性における現在の使用状況)

全ての避妊法 (%)		現代的避妊法(%)		コンドーム(%)		出典
2003	10.0%	2003	7.0%	2003	0.0%	14)
1997	26.7%	1997	25.1%	1997	0.0%	

青年期女子による出産率 (1,000人あたり)

		出典
2004	59.2	14)
2002	78.3	

産前ケアの機会

1度以上 (%)		4度以上(%)		出典
2003	60.5%	2003	29.6%	14)
2002	42.5%	NA	NA	

家族計画の必要性が満たされていない割合

全体(%)		産間調節(%)		産児制限(%)		出典
2003	3.8%	2003	3.7%	2003	0.1%	14)
1997	17.4%	1997	11.4%	1997	5.9%	

出典

1) Human Development Report 2010, UNDP
2) Population and Housing Census 2010 Preliminary Results, Ministry of Finance
3) Timor-Leste 2009-10 Demographic and Health Survey Key Findings, National
4) The World Bank Website
5) Timor-Leste Demographic and Health Survey 2009-10, National Statistic Directorate
6) Ministry of Foreign Affairs of Japan Website,
7) Timor-Leste in Figures 2009, National Statistic Directorate
8) The World Factbook, CIA
9) Timor Leste Labour Force Survey 2010, National Statistic Directorate
10) Government of Timor-Leste Website,
11) WHO, TB Country Profile
12) Annual Health Statistics Report January- December 2009, Ministry of Health
13) HIV/AIDS in the South - East Asia Region 2009, WHO
14) The Official United Nations Site for the MDG Indicators Website, UNDP,
15) Timor-Leste MDG Booklet 2010, República Democrática de Timor-Leste (RDTL)

2. 女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

2-1 東ティモール国の女性の概況

東ティモール国の女性の概況

1) 東ティモール国は人口約 113 万人、テトゥン族が大半を占めるカトリック国家である（カトリック 99.1%)。2002 年、25 年間に渡るインドネシアの支配から独立し、2006 年の政治混乱ののち、2007 年には元大統領と首相が就任した。現在も国連東ティモール統合ミッション（United Nations Integrated Mission in Timor-Leste :UNMIT）が駐留し、国家は平和構築の段階にある。女性をめぐる状況も、暴力問題、健康問題や貧困問題などがみられる。
2) 政治参加については、国会議員に占める女性の割合は現在 29.2%である。しかし地方政府になると、県知事は 0 名、郡知事は 1 名のみ、村長レベルではわずか 3%が女性である。現在、政府や国際機関は中央レベル・地方レベルともに女性の参画を全体の 3 分の 1 まで増やすために、女性のリーダーシップ支援、立候補者への訓練支援を行っている。
3) 伝統的な家父長制が残っており、結婚時の婚資制度の影響で、地方ではとくに夫は妻を従属した所有物と考える意識があり、政府の重点課題である家庭内暴力問題の大きな要因となるという。また、カソリックの影響とインドネシア占領時の強制的家族計画の影響で、村落でのリプロダクティブ・ヘルスの啓蒙が十分に浸透しておらず、多産多子が村落の貧困に拍車をかけている傾向がみられる。

[概要]

東ティモール民主共和国は人口約 113 万人、テトゥン族が大半を占めるカトリック国家である。16 世紀から 1974 年までポルトガルの植民地下に置かれた[1]。2002 年、25 年間余に渡るインドネシアの支配から独立し、2006 年の政治混乱ののち、2007 年には元大統領と首相が就任した。現在も UNMIT が駐留し、国家は平和構築の段階にある。インドネシア国によって管理されていた政府および民間セクターは、独立後に新政府により再編が行われているが、アジア開発銀行（Asia Development Bank: ADB）などによるとその能力向上には時間がかかると見込まれる。農業セクターは東ティモール国の産業の約 8 割を占め[2]、ほとんどの農民が自給ベースの生産に従事しており、十分な収益が得られる状況にはない。一方、インフォーマル・セクターはほとんど開発されておらず、生活必需品と食物はほぼ輸入に頼っているのが現状である[3]。GDP は 556 百万米ドル(2009 年)で前年より 112 米ドル上

[1] 第二次世界大戦時には一時、日本国の占領下に置かれた。
[2] GDP の四分の一は農業が占める。コーヒー、米、メイズが主要生産物。
[3] 外務省 2009 年データによると、輸入相手国は、(1) インドネシア、(2) シンガポール、(3) オーストラリア、(4) ベトナム、(5) 中国である。

昇しているが、このような変化のなか、女性をめぐる状況においても、とくに地方での貧困問題、暴力問題、健康問題などが政府によって取り組まれている。人間開発指数は 179 カ国中 120 位（2010 年）である。インフラの未整備、保健施設と人材の不足、知識不足により妊産婦死亡率はとくに高く、最新の保健調査[4]では 10 万の出産数のうち 557 人の死亡が確認されている（2009 年）。同時に、出生率は 5.7 人（2009 年）と高い。

独立後の新国家における国家建設と人権擁護の視点から、国家によるジェンダー平等への取り組みは積極的に進められており、中央政府レベルではジェンダー主流化は 2007 年以来急速に推進されている状況がみられる。とくに、平和構築を担当する社会連帯省、農漁業省、教育省などでこの傾向が顕著であり、今後は経済開発省においても民間セクター開発に即して、ジェンダー主流化に力点が置かれる見込みである[5]。

[宗教、慣習及び伝統的価値観による課題]

全国民の 99.1%がカトリック教徒である。ポルトガル統治による影響であるが、地方では本来のアミニズムが色濃く残り、村長および長老や宗教リーダー（牧師と呪術師ほか）によって村々[6]の掟が定められている。民族はメラネシア人が大半を占め、国家の 70％を占めるアクセスの悪い山間地に散在して居住する。それぞれの地域に応じて文化も多少異なり、ジェンダー関係にも差異はみられるが、基本的には家父長制であり男性が村と家族の長を務める。村長と集落長はほぼ男性、また家庭内では夫が決定権をもつ。婚姻時には夫の家族が妻の家族に対して婚資[7]を支払うため、夫が妻を購入した所有物のように捉える意識がある。これが、ポルトガル、インドネシア占領下の暴力体験と相まって家庭内暴力の大きな要因となると、国際機関、NGO、研究者らは分析している[8]。また、地方女性はきわめて早婚[9]であり、教育レベルも低く、農作業に従事するが、現金収入に関しては夫に依存するほかに手段がないため暴力的な環境から脱却できない。加えて、カトリックの影響とインドネシア占領時の強制的家族計画の影響で、リプロダクティブ・ヘルスの啓蒙が十

---

[4] 財務省、2009-2010 Timor-Leste Demographic and Health Survey

[5] ILO と Irish Aid の支援により、2011 年より４年間の契約で、経済開発省にジェンダー・アドバイザーが配置されることが決定。また、国家行政・地域運営省にも配置されたばかりである。これまでも、農漁業省、教育省、保健省、国家平等推進長官には、数年にわたってジェンダー・アドバイザーが配置されてきている。

[6] 東ティモール国では、村は「スコ」（全国に 442）と呼ばれる。この下に集落「アルベイダ」（全国に 2228）という単位がある。村は 5-7 の集落によって形成されており、それぞれに村長、集落長が任命されている。

[7] 古くは水牛や牛、宝石類。現在は現金の場合もある。現在における相場は牛２頭（約 1000 ドル）か 1500 ドルの現金であるといわれるが、地域や女性の年齢や家柄、容姿によって額が大小する。一般的に、婚姻や葬式などの親族間の儀式にかける家計費の割合は、非常に高い。

[8] ジェンダーに基づく暴力（gender-based violence）に関しては、UNIFEM,UNFPA, Irish Aid, USAID 他が地域研究を行っている。

[9] 若い少女のほうが婚資が高いため、両親が早婚を奨励する傾向もある。小学校高学年ころ中退し、結婚準備にはいる少女も多い。

分に浸透しておらず、知識を得ないまま若年で妊娠出産する[10]。このような多産多子が村落の貧困に拍車をかけている傾向がみられる。

ジェンダー平等や家庭内暴力の概念は新しく、地方においては、女性の立場はいまだに男性の従属物として扱われ、性暴力をはじめとするさまざまな男女問題や事件は家庭の問題として伝統的な村の法により仲裁され、人権やジェンダー差別の観点から問われることはほとんどない[11]。2007 年以降、政府による多くの啓蒙キャンペーンや村々でのイベントや告知により、家族や男性対象の意識改革、女性の組織化やエンパワーメントが少しずつ進められている状況である。地域によっては、伝統的宗教リーダーや村長の意識や態度の変化も始まり、女性の村長が増え始めている[12]。

[意思決定機構への参加]

政治参加については、2009 年のデータによると国会議員に占める女性の割合は 29.2%である[13]。この女性国会議員の能力強化のために 2008 年に国連女性開発基金（United Nations Development Fund for Women: UNFEM）と国連開発計画（United Nations Development Program: UNDP）の支援により国会内にジェンダー・リソースセンターが設置され、女性議員の能力アセスメント、定期勉強会、海外スタディツアー（マレーシア、フィリピンなどでの女性の政治参加研修）などが実施されている。同年、「女性議員コーカス」も結成された。また、男性議員に対するジェンダー研修、重要なジェンダー関連法令（家庭内暴力対策法など）のファクトシート配布などを行い、議員のジェンダー意識啓蒙、知識向上を図っている。ここ数年、政府のジェンダー平等への意識的な取り組みや国際機関の支援により、中央レベルでの政治への女性参加は向上したといえる。

しかし地方政府レベルになると、現在、女性県知事は 0 名、郡知事は 1 名のみ[14]である。伝統的に女性はリーダーシップがない存在、と見做されることが多く、村長レベルでは女性はわずか 3%である。独立後の女性の政治参加促進キャンペーンにより、全国村長 442 名のうち、わずか 4 名から 16 名に増加した。政府は、国家レベル・地方レベルともに女性の政治参画を全体の 3 分の 1 まで増やすために、女性のリーダーシップ支援、立候補者への能力強化研修を行っている。ただし、これらの研修期間は短く、選挙前の一定期間に限られるため、女性組織づくりやリーダー経験はあっても政治や法律の知識が少ない女性た

---

[10] UNFPA,UNICEF,UNIFEM の担当官のコメント。および、女性に対する暴力とリプロダクティブ・ヘルスに取り組む NGO のコメント。
[11] 法務省アドバイザー、JMSC のコメント。
[12] 紛争後の女性の IDP ネットワークや寡婦ネットワーク、女性ピースビルダーの団結などから、女性の組織力が少しずつ向上している。
[13] 議会内ジェンダー・リソースセンターの 2010 年 12 月現在の情報によると、現在、全国会議員 65 名のうち 21 名が女性。全体の 32%を占め、政府の目標達成まであと一歩である。
[14] 県知事と郡知事は国民選挙ではなく、政府の指名で決定される。東ティモールは全 13 県、65 郡、442 村で構成されている。

ちにとっては、より長期間の研修やフォローアップの必要性が指摘されている[15]。また、2013-2014 年に行われる予定である初の県知事選挙において、女性候補者の数を増やすために地域の女性リーダー育成など、様々な取り組みが始まっている。

中央省庁のうち、現在、社会連帯省、財務省、司法省においては大臣が、保健省では副大臣が女性であり、平等推進国家長官の女性長官とともに各省庁のジェンダー平等の推進者となっている。このように多くの女性大臣が任命されているのは、中央レベルでの政治のジェンダー平等が国家建設時に積極的に進められた結果といえる。とくに、社会連帯省、財務省の女性大臣は、国民に尊敬されてきた革命の英雄であり、女性の人権擁護とジェンダー平等推進に大きな力を注いでいる。

[女性に対する暴力とセクシュアル・ハラスメント]

2010 年 7 月、家庭内暴力対策法が制定され、当年は政府による数々の家庭内暴力撲滅キャンペーンが、メディアやイベントを通して大々的に行われている。この問題は、現在、東ティモール国において最も注目されており、国際機関、政府、NGO ともに市民社会と手をとって様々な取り組みを実施しているため、2-6 に項目を設けて詳述する。

男女雇用機会均等法等は整備されており、女性の雇用が推進され企業へのジェンダー研修も実施されてはいるが、民間セクターがほとんど発達していないため実際の企業に雇用される絶対数が少なく、このため職場でのセクシュアル・ハラスメントの問題は議論以前の段階である。一方、教育現場でのセクシュアル・ハラスメントの問題については、教師による生徒へのハラスメントやレイプおよび暴力の問題が、教育省の調査[16]により明らかになっている。これが小中学校の少女の退学の原因のひとつであるともいわれ、教育現場の環境整備として、女性教師の増員や、通学路の安全確保、女子トイレの建設と維持管理などが計画されている。ただし、教育省によれば、セクシュアル・ハラスメントという概念が根付くのは、地方においては時間がかかると思われる。

[15] ジェンダー・リソースセンターのマネージャーのコメント。
[16] 2010 年にジェンダーアドバイザーの指導のもと、3 県を対象に実施された基礎調査。2011 年には聞き取りなども含めた詳細な質的調査が予定されている。

2-2 ジェンダーにおける東ティモール政府の取り組み

東ティモール政府の取り組み

1) 2010 年 4 月、「家庭内暴力対策法」が議会で可決され、同年 6 月に大統領が署名、同年 7 月に正式に公布された。これを受け、国際機関の支援により平等推進国家長官（Secretary of State for the Promotion of Equality :SEPI）」による全国的な家庭内暴力撲滅キャンペーンが実施されている。2011 年には、法の施行のための国家行動計画が策定される見込み。
2) ジェンダー平等は憲法 17 条に明記されており、現在, SEPI は「ジェンダー平等法」を草稿中、2011 年には策定の予定である。
3) 2008 年より全省庁にジェンダー・フォーカル・ポイント（Gender Focal Point: GFP）が任命され、それぞれの組織のジェンダー主流化に取り組んでいる。2011 年には GFP は「ジェンダー・ワーキング・グループ」と改名され、局長レベルを任命し決定権を強化する見通しである。
4) SEPI の調整にて各省庁のジェンダー予算研修とジェンダー統計整備が進められている。ジェンダー予算に関しては、2009 年に議会によって「ジェンダー予算議決」が通過しているが、実際には各省の予算把握と分析も困難な状況である。

[ジェンダー政策]

ジェンダー平等は東ティモール国憲法 17 条に明記されており、これに基づいて、政府のジェンダー平等政策が推進されている。この政策と法とプログラムの策定と実施に携わるのが、ナショナル・マシナリーである SEPI である。（2-3 に詳述）

現在 SEPI は「ジェンダー平等法」を草稿中であり、2011 年には施行される予定である。ジェンダー開発計画としては「SEPI 戦略計画 2010-2015」を策定した。また、2009 年より毎年の「行動計画」に沿って、実際の活動を実施している。現在、UNIFEM と Irish Aid の支援で、ジェンダー・アドバイザーが主に政策支援の分野で配置されており、本年度からは、さらに法律専門のリーガル・アドバイザーも 1 名配属される予定である。

各省庁のジェンダー政策と開発計画策定の推進のため、2008 年より全省庁にジェンダー・フォーカル・ポイント（Gender Focal Point: GFP）が任命され、それぞれの組織のジェンダー主流化に取り組んでいる。中央レベルでは、月に一回、県レベルでは四半期に一回の定例会議が開催され、それぞれのジェンダーの取り組みを意見交換する場となっている。SEPI は、2011 年にはこの GFP を「ジェンダー・ワーキング・グループ」と改名し、担当者には局長レベルを任命することで、さらに決定権のある位置にジェンダー推進部隊を設置する予定である。SEPI がとくにジェンダー主流化のフォーカスをあてている省庁は、教育省、保健省、農漁業省、司法省であり、現在、農漁業省や教育省にはジェンダー・ユニットが設置され、数名の専任職員が配置されている。また、農漁業省、保健省はジェンダ

一政策を草稿中、2011 年には策定される見通しである。このほかにも、地方連帯省には各部局に 1 名、計 9 名の GFP がおり、経済開発省にも同様に 9 名が任命されているなど、ジェンダー主流化を強化する意欲が大きい。その他、職業訓練・雇用長官（Secretary of Vocational Training and Employment: SEFOPE)、財務省、観光省、インフラ省、国家行政・地域運営省、外務省、国家警察など主要省にはすべて GFP が任命され、省内のジェンダー主流化を担当している。

現在、UNIFEM の支援を受け、SEPI の調整にて各省庁のジェンダー予算研修とジェンダー統計整備が進められている。ジェンダー予算に関しては、2009 年に議会によって「ジェンダー予算議決」が通過しているが、実際には各省の予算把握と分析も困難な状況であり、GFP の能力強化が求められている[17]。

[ジェンダー関連法令]

2010 年 4 月、家庭内暴力対策法が議会で可決され、同年 6 月に大統領が署名、同年 7 月に正式に公布された。これを受け、国連人口基金（United Nations Population Fund : UNFPA）などの支援により SEPI による全国的な家庭内暴力撲滅キャンペーンが実施されており、2011 年には、実施のための国家行動計画が策定される見込みである。この行動計画には、シェルターの整備、警察と法関係者の訓練とジェンダー意識の向上、被害者支援のための連携機関のネットワーク強化などが含まれる予定である。

土地法については司法省が「土地・財産権法（Law on Land and Property Right)」を草稿中であり、また同時に、民法の土地と財産の相続に関する条項部分も草稿中であるため、政府と国会により公開議論が行われた。SEPI はこのプロセスで、地方と市民社会へのコンサルテーションを推進し、その結果を提言としてまとめている。とくに、女性の土地と財産のアクセスの権利を確保するように強調している。

ジェンダー関連法令リスト

法令名	制定年	概要
Domestic Violence Law	2010	家庭内暴力の撲滅
Security Council Resolution No.1325 on Women, Peace and Security	2008	平和構築におけるジェンダー平等と女性の権利の推進
Decree No 16, Organic Law on SEPI	2008	ナショナル・マシナリーSEPI の役割
Law on Land and Property Right	草稿中	土地と財産に関する権利

出展：SEPI/Annual Report 2009, 本調査にてSEPIに確認

[17] 主に UNIFEM と ADB がジェンダー予算の分析と省庁への研修を支援している。

2-3 ナショナル・マシナリー

平等推進国家長官 **(Secretary of State for the Promotion of Equality)**

1) 2002 年に首相に助言する機能としてジェンダー平等推進助言室（Office of the Advisor on the Promotion of Gender Equality: OPE）が設立されていたが、2008 年に省庁レベルの位置づけのナショナル・マシナリーとして「平等推進国家長官（Secretary of State for the Promotion of Equality ：SEPI）」が設置された。現在、スタッフは 43 名である。政策と法の策定と実施、省庁のジェンダー主流化、ジェンダー平等文化の推進を柱に活動を行っている。
2) ジェンダー政策開発局では、ジェンダー研修、分析調査、省庁連携、計画・モニタリング・評価の課が設置され、本年度は省庁の GFP の研修と連携、SEPI 職員のジェンダー研修、家庭内暴力調査、農業とジェンダー分析調査、若年妊娠に関する調査、家庭内暴力撲滅キャンペーンなどを実施した。しかし、SEPI の年間予算は、約 100 万ドルであり、これは全政府予算の 1%に満たない。
3) 2010 年は家庭内暴力対策法制定という大きな達成年であるため、県、郡、村レベルでの大々的なキャンペーンをメディアやイベントを使って実施した。ジェンダー平等や家庭内暴力は東ティモール国においては新しい概念であるため、国家の発展と正義と平和の観点から、地方の男性リーダーおよび男女住民対象の啓蒙事業をメディア（テレビ、ラジオ、インターネット）やイベントを通じて実施している。

[設立背景]

2002 年から首相に助言を行なう機能として、ジェンダー平等推進助言室（Office of the Advisor on the Promotion of Gender Equality: OPE）が設立されていたが、これは意志決定権をもつ政策機関ではなかったため政策に対するジェンダー平等に関する助言を行うのみで十分なジェンダー主流化の取り組みが果たせていなかった。2007 年 9 月に、法令 7 号によって、ナショナル・マシナリーとして首相府内に SEPI が設置された。2008 年 6 月には、SEPI 基本法が法令 16 号によって承認され、大臣会議によって定められた政策の立案、施行、調整、評価に責任をもつ政府の主機関としての役割を委任された。憲法に明言されたジェンダー平等の原則を遂行するために、ジェンダー平等と女性の権利を推進し、東ティモール国の平和構築と開発に寄与するジェンダー主流化を宣言するとともに、法と政策とプログラムの策定と実施に携わっている。

[組織概要]

SEPI 内の組織構造は以下の図の通り。SEPI 長官である Ms. Idelta Maria Rodríguez のもとに 43 名の職員が配属されている。空席であった General Director （総裁）も来年には赴任するため本格的な組織強化が図られる見込みである。総裁以下には、国家ジェンダー政策

開発局と国家総務財務局、および、メディアとコミュニケーション局と立法局が置かれ、これらの監理が総裁に任されている。国家ジェンダー政策開発局は、局長の指揮下に、ジェンダー研修課、分析調査課、省庁連携課、計画・モニタリング課、評価課が設置され、それぞれ 3-4 名の職員が配置されている。同局の役割は、ジェンダーに関する調査分析の実施、政策、法、プログラムの計画・モニタリング、評価の実施、他省庁および SEPI 職員のジェンダー研修の計画と実施、各省庁のジェンダー予算の推進、GFP の連携、全国民に対するジェンダーの意識向上教育とキャンペーンやイベント、研修の計画と実施などである。しかし、SEPI は設立から日が浅く、これらの幅広い任務を果たすには、職員の人数、能力と予算の限界がみられる。SEPI の年間予算は約 100 万ドルであり、これは全政府予算の１％に満たないという。

名称	平等推進国家長官（SEPI）
職員数	43 名（男性 17 名、女性 26 名）9 局のうち 3 局が女性局長
予算	年間予算　約 100 万ドル（2009 年）
達成目標	ジェンダー公正な社会づくり ジェンダー平等文化の推進、政策・法のジェンダー主流化、市民社会の啓蒙
役割	ジェンダーに関する調査分析、政策、法、プログラムの計画・モニタリング、評価、他省庁および SEPI 職員のジェンダー研修の計画と実施、各省庁のジェンダー予算の推進、GFP の連携、全国民に対するジェンダーの意識向上キャンペーンやイベント、研修の計画と実施
主要ドナー	UNFPA、UNIFEM、Irish Aid、NORAD

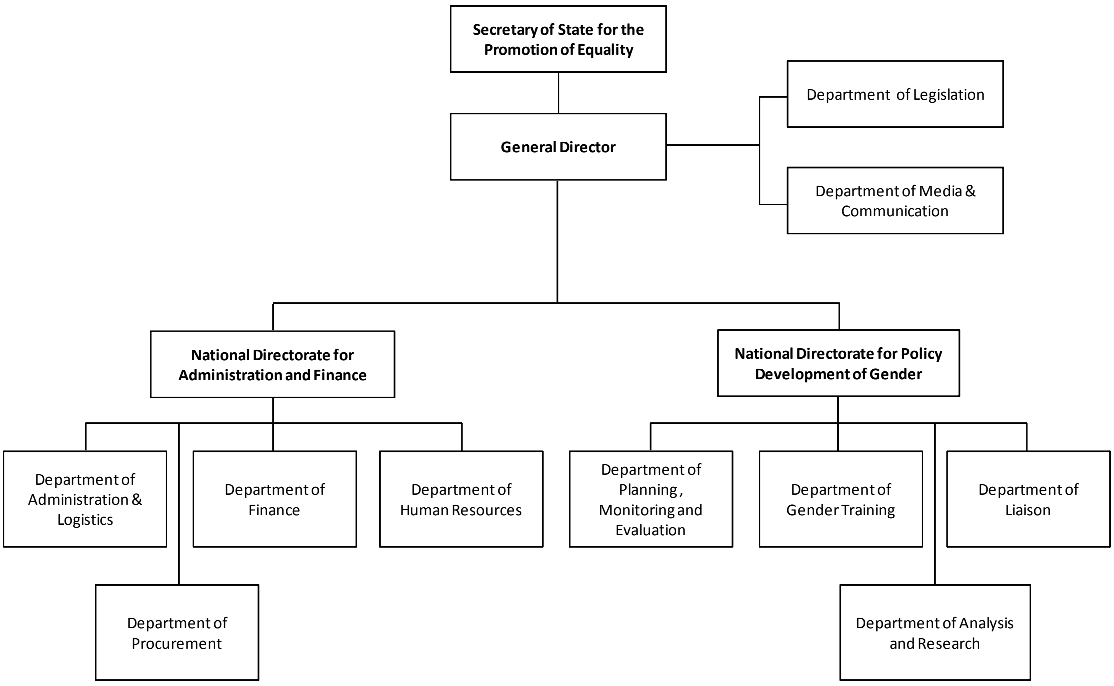

［組織図］

[SEPI による主要取り組み事項]

SEPI では、昨年度、初の戦略計画「Strategic Plan 2010-2015」を、UNIFEM、Irish Aid、ノルウェー開発協力庁（Norwegian Agency for International Developmnet: NORAD）の支援によるジェンダー・アドバイザーの指導のもと策定した。この中では以下の４つの目標が定められている。

① SEPI の組織強化
② 政府内におけるジェンダー視点に立った政策と法のアドボカシー
③ 政府のジェンダー主流化メカニズムの強化
④ 関係者と国家・地方公務員のジェンダー意識向上

近年の具体的な活動としては、「2009 年行動計画」に沿って以下が実施された。

・ 省庁の GFP に対するジェンダー研修と連携強化、ジェンダー予算の推進
・ SEPI 職員に対するジェンダー研修、能力強化研修
・ 家庭内暴力調査と各種メディアキャンペーン
・ 農業とジェンダー分析調査
・ 若年妊娠に関する調査

とくに、2009 年は家庭内暴力対策法制定という大きな達成年であるため、県、郡、村レベルでの大々的な家庭内暴力撲滅キャンペーンをメディアや出版物（ポスター、ステッカー、リーフレット等）を活用して実施した。また、県、郡のリーダーに、家庭内暴力対策の TOT 啓蒙研修を実施し、保健省とともにジェンダーに基づく暴力報告書を作成した。ジェンダー平等や家庭内暴力は東ティモールにおいては新しい概念であるため、国家の発展と正義と平和の観点から、地方の男性リーダーおよび男女住民対象の啓蒙事業をメディアや 20 本を超えるイベントを通じて実施した。2011 年には家庭内暴力対策法の施行に向けて、市民社会への啓蒙をさらに具体的に拡大する予定である。

2009 年 6 月には、ニューヨークで開催された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Committee on the Elimination of Discrimination against Women：CEDAW）委員会において、SEPI、教育省、保健省、農漁業省、司法省の代表団によって、CEDAW 最新報告書の初めてのプレゼンテーションを行った。ここでは、とくに教育と保健分野でのジェンダー平等の取り組み[18]への提言に重点が置かれた。

また、2008 年の国際女性の日に政府、議会、宗教団体および市民社会によって署名された「ディリ宣言」は、ジェンダー平等と女性への暴力の廃絶、教育や保健サービスへのアクセスに関するジェンダー平等などを謳ったものであるが、2009 年 3 月にはこれらの宣言

[18] 教育分野では、少女の退学問題について、学校や通学路での性暴力の問題、若年妊娠と早婚の問題などの対策の必要性が提言された。また、保健分野では、妊産婦死亡率、若年妊娠の問題、家族計画、エイズと性病の防止、保健施設での出産の推進などが提言された。

の達成を評価するフォローアップが行われ、ジェンダー予算推進、家庭内暴力対策法の制定、女性に対する暴力の被害者を救援する連携ネットワークの整備などいくつかの分野で進歩が確認された。

[他省庁によるジェンダー関連の主要取り組み事項]

以下の表は、3.主要セクターにおける女性の現状にて後述する各セクターの取り組みをまとめたものである。

省庁名	主な取り組み
教育省	ジェンダー・ユニットの設置。9 年間の義務教育へのアクセスに関するジェンダー平等、新カリキュラム制定におけるジェンダー視点の導入（性教育、ジェンダーに基づく暴力、リプロダクティブ・ヘルスの授業の導入)。
保健省	GFP1 名。保健セクターのジェンダーアセスメントの実施、ジェンダー政策草稿中。母子保健の村レベルの啓蒙を図るため包括的地域保健サービス（Integrated Community Health Services : SISCA）システムを導入。保健施設での出産奨励と家族計画の普及。
農漁業省	ジェンダー政策草稿中。ジェンダー・ユニットの設置。ジェンダー・ワーキング・グループの設置。食料確保の観点からの女性の権利、土地や資源へのアクセスの権利に関する啓発活動。3 県での農業とジェンダー調査の実施。
司法省	GFP1 名、ジェンダーに基づく暴力（家庭内暴力、性暴力、人身取引など）に関する刑法へのジェンダー視点の導入。土地・財産権法と民法に関しての土地と財産へのアクセスのジェンダー平等推進。
職業訓練・雇用長官（SEFOPE）	GFP1 名。女性の起業支援、女性グループ対象のマイクロファイナンスの実施。女性職業訓練の提供。
経済省	ジェンダー・アドバイザーの配置予定、GFP9 名。女性グループ対象マイクロファイナンス。村落インフラ・プロジェクトの参加促進による雇用創出。
社会連帯省	女性大臣によるジェンダー分析報告書作成。GFP9 名。「女性被害者の保護と弱者家庭の再統合局」による寡婦支援、紛争と女性に対する暴力の被害者支援、シェルター運営。連携システム強化。

3.　主要セクターにおける女性の現状

3-1　教育分野

教育分野の概況

1) 憲法の第 57 条においては、万人のための教育（Education for All：EFA）が謳われており、2008 年に制定された「国家教育法」にも、男女の教育機会の平等が打ち出されている。2008 年、これらを受けて教育省では、ジェンダー・ユニットを設置し、GFP と職員 3 名を任命。省内と事業のジェンダー主流化に務めている。
2) 現在、①初等・中等・高等教育での生徒数のジェンダー平等、②女性教師の増員、③省内意志決定職への女性雇用に力を入れている。女生徒の小学校高学年における退学率が高いことに対する対策として、学校環境の改善（女子トイレの維持管理）、教師による暴力や性暴力の防止、女性教師の増員、通学路の安全確保、若年妊娠への対策を図っている。とくに、思春期の少女の妊娠については、最も退学率の高い 3 県での実態調査をもとに、保健省とともに、男女生徒に対して学校での性教育、コミュニティでの保護者に対する啓発活動を実施中である。
3) 東ティモールにおける識字率は男性 79%、女性 68%（2009 年）。村には教育コーディネーターが配置されており、村落でのノン・フォーマル教育を担当しているが、地域により取り組みにばらつきがあり、EFA 達成のためには、ノン・フォーマル教育による再教育や生涯教育のシステムづくりが今後の課題である。
4) 高等教育では、工学系高校への女子の入学が非常に限られている。SEFOPE 管轄下の国立職業訓練校は、全国に 3 校あり、電気、建築、IT など工学系が主体であるが、裁縫、観光ビジネス、調理などには女子も多い。訓練生の男女比は 7:3 程度である。

[ジェンダー政策]

東ティモール国憲法の第 57 条においては、EFA が謳われており、2008 年に制定された「国家教育法」にも、男女の教育機会の平等が打ち出されている。2008 年より、ジェンダー平等を推進するために、教育省ではジェンダー・ユニットを設置し、GFP と専任職員 3 名を計画局のもとに任命した。また、ジェンダー・アドバイザー[19]の指導のもとに、省内と事業のジェンダー主流化に務めている。現在、9 部局のうち 2 部局（教師訓練部と文化部）は女性部長である。ジェンダー政策やジェンダーに配慮した教育開発計画はとくに策定されていないが、すべての事業においてジェンダー平等の視点が統合されている。

[19] UNIFEM と Irish Aid によって支援されたアドバイザー、昨年まではインドネシア人のジェンダー専門家であった。

[初等教育・中等教育]

2009 年より、東ティモール国では、Primary（初等教育）の 6 年間と Pre-secondary (前期中等教育)の 3 年間を合わせて Basic Education（基礎教育）と呼び、この完全無償化と 100%の就学を目指している。初等教育においては、男子の就学率は 77.47%、女子は 74.35%（2007 年）とほとんどギャップはないが、高学年（11-12 才）での女子の退学率が 10-15％と極めて多いことが指摘されている（小学校女子の退学率は 9.4%で、高学年では 10~15%と見込まれる[20]）。初等教育の就学率については、最新のミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）レポートによると、全体で 82.7％まで上がっており、政府の取り組みに効果が現れていることがわかる。しかし、中等教育においては、男女ともに就学率は 30％前後であり、EFA の実現には遠いことがわかる。

この状況を改善するため、教育省では、①初等・中等教育での生徒数のジェンダー平等、②女性教師の増員、③省内意志決定職への女性雇用に力を入れている。女子生徒の小学校高学年における退学率が高いことに対しては、学校環境の改善（女子トイレの維持管理)、教師による暴力や性暴力の防止、女性教師の増員、通学路の安全確保、若年妊娠への対策を講じている。

また、思春期の少女の妊娠も退学を増加させる大きな要因であるため、最も退学率の高い 3 県での実態調査をもとに、保健省とともに、男女生徒に対して性教育、ジェンダーに基づく暴力、リプロダクティブ・ヘルスの授業テキストを作成し教育カリキュラムに組み込んでいる。また、若年結婚については、少女のほうが婚資が高額であることから地方では両親が若年結婚を推奨する傾向がみられるため、保護者に対する啓発活動もコミュニティや学校現場で実施中である。性病や HIV/AIDS、若年出産の危険性についての知識を啓発すると同時に、男女生徒や保護者、コミュニティの間にジェンダー平等意識を育てる試みである。また、少女の出産後の学校への復帰についても支援を講じる必要が議論されている[21]。同実態調査は量的データが主であったが、2011 年にはこの問題の質的調査を実施し、その背景や要因を探り対策案を大臣に提言する見込みである。

[高等教育]

高等教育に進む男女の数自体が少なく、15-49 才で高等教育に進んだ男性は 6%、女性は 3％となっている[22]。ただし、現在の後期中等教育就学率は、女子 17.69%、男子 12.54%（2009 年）と女子のほうが多い。高校は、一般と工学系に分かれるが、工学系高校への女子の入学はほぼ皆無である。

[20]統計局、Timor-Leste in Figures 2009
[21] 保健省によると、保育所の設置や母子教育などである。
[22]財務省、2009-2010 Timor-Leste Demographic and Health Survey

国連児童基金（United Nations Children's Fund:UNICEF）の支援により、教育省とSEPIは、青少年による発言と意思表明の場として2010年に東ティモール初の「若者国会」を開催し、大統領や国会議員同席のもと、将来のリーダーシップ育成を図った。全国の村から130人の若者（12-17才、男女ほぼ半々）がディリに集結し、政治、教育、人権の問題を議論した。

[職業訓練・技術教育]

SEFOPE管轄下の国立職業訓練校は全国に3校あり、電気、建築、ITなど工学系が主体であるが、裁縫、観光ビジネス、調理などのコースもあり、これらのコースには女性の訓練生が多い。訓練生の男女比は全体で7:3程度である[23]。

[ノン･フォーマル教育]

東ティモール国における平均識字率は、男性79%、女性68%であり[24]、農村女性は最も低く、62%となっている。また、15-49才の教育レベルについては、学校教育を受けたことがない女性が29%[25]、男性で19%となっており、小学校入学レベルでは女性23%、男性26%、中学校入学レベルが最も多く男性49%、女性44%である。全国の村々には教育コーディネーターが配置されており、村落でのノン・フォーマル教育を担当しているが、地域により取り組みにばらつきがあり、それらの取り組みは十分に分析されていない。EFAとMDGs数値目標達成のためには、ノン・フォーマル教育による再教育や生涯教育のシステムづくりが今後の課題である。

---

[23] SEFOPEのGFPによるコメント。データは整理中。

[24]統計局、Timor-Leste in Figures 2009

[25] 村落地域では、小学校や中学校へは2-3時間をかけて通学するが、この通学路でのレイプや暴力被害などの危険性が、少女の退学を促進しているといわれている。インドネシア占領下においては、山間に潜む兵士による生徒へのレイプ事件が数多く起こっており、現在、中年女性に非識字が多いのも、このような環境で学校に通えなかったためであると、Alola FoundationなどのNGOは分析している。

3-2　保健医療分野

保健医療分野の概況

1) 「国家戦略計画 National Strategic Plan」に基づき、保健省では現在、保健サービスへのアクセスと質とマネジメントに関するジェンダー平等を明記したジェンダー政策を草稿中であり、2011 年には策定の予定である。
2) 東ティモール女性の平均余命は 62.03 歳、男性は 60.26 歳（2008 年）である。妊産婦死亡率は 557（10 万人中）と依然として高いが、各種キャンペーンや支援の成果により減少傾向にある。病院での検査と出産を薦めるキャンペーンが保健省によって推進されているが、地方ではアミニズムや伝統的医療が深く根付いており、また保健機関の質も確保されていないため、保健施設で出産をする女性は全体の 3 割にしか満たない。
3) インドネシア占領下での女性への強制的な家族計画による心身被害などもあり、現在でも住民には家族計画に対する抵抗がある。保健省の男性を巻き込んだ行動変容研修などにより出生率は 5.7 となった（2009 年）。
4) 栄養失調の問題が深刻であり、母親と乳幼児ともに体重が国際基準に満たず、5 歳以下の子どもの 45%は低体重児、58%が低身長といわれており、母親の 21%が貧血状態にある。粗食や悪食の問題が国際機関から指摘されている。
5) HIV 検査が受診できる病院は全国で 6 機関しかないため、地方の女性は検査の機会がない。そのため、データも信頼できるものとはいえない。一方、性暴力による HIV 感染、若者の HIV 感染、母子感染の問題が次第に表面化し始めている。
6) 2008 年から保健省の主導により、村レベルで包括的地域保健サービス（Integrated Community Health Services : SISCA)システムが布かれ、各村落に 1 名の保健ボランティアが任命され活動している。

[ジェンダー政策]

「国家戦略計画 National Strategic Plan」に基づき、保健省では現在、保健サービスへのアクセスと質とマネジメントに関するジェンダー平等を明記したジェンダー政策を草稿中であり、2011 年には策定の予定である。女性のニーズにあった保健サービス体制のために、中央、県、郡レベルでの意志決定スタッフに女性を増やす[26]ことを計画し、また、すべてのサービスの男女別データ分析を計画している。2008 年から保健省の主導により、村レベルで包括的地域保健サービス（Integrated Community Health Services : SISCA)システムが布かれ、各村落に 1 名の保健ボランティアが任命され活動している。ボランティアの役割は、①母子手帳配布、②体重測定、③個人衛生、④簡易治療、⑤保健教育、⑥母子登録帳の管理である。現状では、識字者で指導力のある村民や男性村落長が選ばれるため男女数がほぼ半々であるが、母子保健という性質上、地域に根付いた住民女性の配置を増やすことが

[26] 現在、中央の 6 部局の局長のうち 1 名が女性。13 県の保健局長は全員男性である。

望ましいという指摘がある[27]。

[保健医療]

東ティモール女性の平均余命は 62.03 歳、男性は 60.26 歳である（2008 年）。妊産婦死亡率はとくに高く、最新の調査では 10 万の出産のうち 557 の死亡が確認されている[28]。この対策のひとつとして、病院での検査と出産を薦めるキャンペーンが保健省によって推進されているが、地方ではアミニズムや伝統的医療が深く根付いており、また保健機関の質も確保されていないため、ヘルスポスト（村）や保健センター（郡）で出産をする女性は 22%にしか至っていない。医者や看護婦や助産婦による出産介助を受けているものもわずか 30%であり[29]、70%の女性が自宅で介助なしに出産しているのが実情である。この出産時の不衛生な環境や伝統的なしきたりによる母子保健への悪影響[30]などが、NGO 等により指摘されている。ただし、政府のキャンペーンの広がりにより、妊娠時の検診は 86%の女性が何らかの形で受診している。今後、政府は全村への看護婦と助産婦の配置（2 名ずつ）、およびコミュニティドクター（1 名）[31]の配置を計画している。一方、異常出産時の外科手術が施せる医師が国内に 3 名[32]しかおらず、この育成も課題である。救急車ほかの輸送手段もなく、インフラの不備と相まって、緊急時の対応はほとんど不可能である。

[栄養]

栄養失調の問題が深刻であり、母親と乳幼児ともに体重が国際基準に満たず、5 歳以下の子どもの 45%は低体重児、58%が低身長、33%が貧血であるといわれており、母親の 21%が貧血状態にある[33]。この栄養状態は年を追って悪化しており、気候変動の影響とともに母子の粗食や悪食[34]の問題が原因とされている。また、山岳地帯では加工や貯蔵の文化がなく乾季にはとくに飢えの問題が発生するため、事態は緊迫しており、国際機関による

---

[27] 月に 3 ドルほどの礼金が出るが、男性は出稼ぎに出るなど、地域に定着していないこともある。また、家族計画などは女性に対して女性の指導が望ましい。SISCA システムについては、他の病人のケアもでき有効であるという意見（NGO,保健省など）と、人材が育たず母子保健の改善に役立っていないという意見（UNFPA）がある。

[28]財務省、2009-2010 Timor-Leste Demographic and Health Survey

[29] UNFPA によると、全国で助産婦や約 500 名しか登録されておらず、一村に一名余りにすぎない。大学内での助産婦教育の拡大が図られている。

[30] 出産時に母親の体を温めるため、また悪霊を寄せ付けないために、家内で火をたき続ける風習があり、この母体への悪影響が、USAID や JICA－NGO パートナーシッププロジェクトである SHARE などによって指摘された。

[31] 現在、600 名の東ティモールの学生が、キューバの医学大学で学び、近年には卒業の後、病院での研修を経て、各村に配属される予定。予防を中心とする農村医の育成である。

[32] いずれもインドネシア、マレーシア人などの外国医師。

[33] 地域差があり、マナツト県では、3 分の 1 の女性が貧血であることがわかった。

[34] バナナ、キャッサバ、メイズなど単一の食品だけを栽培時期に取るため、慢性的に栄養が偏っている。また、香辛料や調味料の使用も少ない。妊娠期や授乳期にも同様である。

妊産婦や母乳育児期の女性への栄養剤やビタミンの供与も行われている。5 歳児までの子どもの死亡率は、1000 人中 64 である[35]。

[家族計画]

出生率は 5.7 人（2009 年）と高い。この数値は地域によってばらつきがあり、たとえばアイナロ県では、7.2 人とさらに高く、最東端のランテム県も 6.7 人である[36]。インドネシア占領下での女性への強制的な家族計画[37]による心身被害などもあり、現在でも住民には家族計画に対する抵抗があるため、保健省により、自然な方法を使った避妊法と家族計画[38]のキャンペーンが進められている。また、男性を巻き込んだ行動変容研修などの影響もありスペーシング（出産と出産の間隔を空けること）などは少しずつ定着してきており[39]、2003 年の 7.3 人に比べると平均値は下がる傾向にある。既婚女性で何らかの避妊法を採用しているものも 22%（2009 年）と、2003 年の 10%より増加している。

[HIV/AIDS]

HIV 検査が受診できる病院は全国でわずか 6 機関しかないため、地方の女性は検査の機会がない。そのため、データも信頼できるものとはいえない。一方、性暴力による HIV 感染、若者の HIV 感染、母子感染の問題が次第に表面化し始めている[40]。しかし、ヘルスセンターやヘルスポストではこの病気に対応できず、住民に対して十分な啓発活動を行っていない[41]。そのため、HIV/AIDS について聞いたことはあっても、十分な知識をもっているものは、男性で 20%、女性で 11%にしか満たない[42]（2009 年）。

[少女の妊娠・若年婚]

財務省による保健調査[43]では、思春期女性の妊娠の問題が取り上げられ、15～17 歳の女子で妊娠しているものは７%という数値が初めて公表された（2009 年）。地域では、とくにウクシ、アイナロ、エルメラ、アエレウの 4 県にて、若年の妊娠数の多さが確認された。これを受けて保健省、教育省ともに若年妊娠を緊急課題として対策に取り組み始めている。

---

[35]財務省、2009-2010 Timor-Leste Demographic and Health Survey

[36]財務省、2009-2010 Timor-Leste Demographic and Health Survey

[37] 不妊薬の注射、体内埋め込み不妊キット、ピル、IUD など。インドネシア占領下の避妊具使用は 27%と高かった。

[38] 数珠などを使って 28 日周期で安全日を自分で測定する方法、母体の健康のために 3 年ごとの出産を計画すること、など。コミュニティラジオや村落でのドラマやイベントで人々を啓発している。

[39] ただし、男性はコンドームなどの避妊具を使いたがらない傾向があるため、避妊は女性に任されている。

[40] UNFPA 母子保健担当者および SHARE で現地活動を行う職員のコメント。

[41]エイズは、セックスワーカーとその相手の男性だけの病気であるという認識が一般的である。

[42] 2009-2010 Timor-Leste Demographic and Health Survey

[43]財務省、2009-2010 Timor-Leste Demographic and Health Survey

たとえば、2010年7月にはリプロダクティブ・ヘルスと性教育の国家会議が大統領、保健省、SEPI等の呼びかけにより国連の支援を受けて大々的に開催された。問題分析は2省のこれからの課題であるが、一般には、伝統的文化による早婚の風潮に加えて、近年のインターネット・サイトなどの影響による性の乱れが原因として指摘されている。また、親戚や顔見知りによる少女への性暴力、教師による性暴力、親や身内からの近親相姦の被害者も少なくない。これらの場合、カトリックの影響もあり、妊娠した少女は中絶ができず、未婚のまま子どもを産むことになる。事件となった場合は地元にいることが難しくなり、NGOが運営する都市のシェルターなどに保護され、教育支援、生活支援を受けるケースも増えている[44]。多くのNGOが人権保護の観点から被害者支援を実施[45]しており、また、リプロダクティブ・ヘルスの観点から保健省はこの問題に関する支援策を策定中である。法整備の遅れのため、伝統的な村の法ではこのようなジェンダー暴力の問題は表沙汰にならないことが多く、被害者数は氷山の一角であろうと考えられている[46]。

---

[44] 首都ディリには、「FOCPURS」「Alola Foundation」「男性暴力と闘う男の会」「PRADET」など女性に対する暴力対策を活動目的にする現地NGOが多く、それぞれがシェルター運営、治療、医療証拠文書作成、心理相談、トラウマの治癒、法律相談、裁判支援、学費支援、技能訓練、起業支援などを行っている。

[45] これらNGOに対して、AusAid, Irish Aid, USAID、CIDAなど、多くの二国間援助機関が支援を行っている。

[46] SEPI、教育省、社会連帯省もこの問題に取り組み始めている。

3-3　農林水産業分野

農林水産業分野の概況

1) 国家政策「農業成長推進と持続的な食糧確保のための戦略プログラム・Strategic Programme for Promoting Agricultural Growth and Sustainable Food Security」に基づいて、農業・農村開発におけるジェンダー戦略を策定中であり来年には完成の見込みである。
2) 農漁業省内にはジェンダー・ユニットがあり、3 名が各部局の活動のジェンダー主流化と農民のジェンダー研修、女性農民の技能強化に取り組んでいる。省内では、部長 12 名と県の局長 12 名が GFP に任命され、ジェンダー・ワーキング・グループを形成し、それぞれのジェンダー取り組みについて定期的に意見交換を行っている。
3) 農村女性の問題を解決するため、畑と菜園の作物の改良、栄養指導、調理指導まで含んだホームガーデン・プロジェクトが推進されており、受益者の 70%は女性である。また、農漁業省は、国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization: FAO）の支援を得て、食料保障の観点から、乾季の農作物栽培を推進する「ポストハーベスト運営国家戦略」を策定中。
4) 全国には 8 県に普及センターがあり、村には約 442 名の普及員が配置され、その約 6%が女性である。
5) 東ティモール国は海に囲まれているが、海産物の年間消費量は一人当たり 4 キログラム程度であり、比較的少ない。これは、魚の加工技術や貯蔵技術および輸送手段が発達しておらず、山岳の住民（全体の約 70%）が入手することが難しいためといわれている。
6) 土地法は、いまだ議会で承認されておらず、農地改革とともに今後の課題である。

[ジェンダー政策]

国家政策「農業成長推進と持続的な食糧確保のための戦略プログラム・Strategic Programme for Promoting Agricultural Growth and Sustainable Food Security」に基づいて農業・農村開発におけるジェンダー戦略を策定中であり、年明けには策定の見込みである。省内にはジェンダー・ユニットが設置され、計画・統計局の 3 名が省内のジェンダー主流化と農民のジェンダー研修、女性農民の技能強化に取り組んでいる。また、農業分野でのジェンダー課題を抽出し、適切な政策に反映するために 10 県において女性農民の現状分析を行った[47]。省内では部長 12 名と県の局長 12 名が GFP に任命され、ジェンダー・ワーキング・グループを形成して、それぞれのジェンダー取り組みについて定期的に意見交換を行っている。

[47] 同調査には UNIFEM, AECID, Irish Aid ,GTZ などの支援が入っている。農漁業省の支援には、過去に JICA ジェンダー専門家が配属されている。

[村落部におけるジェンダーの状況]

山村部においては、家畜と穀物・野菜栽培（メイズ、キャッサバ、豆、果物等）を主とする農作業のほとんどを女性が担っているが、生産物は自給がほとんどで、加工技術や販売知識の不足から十分な収入向上手段になりえていない。また、家事・育児との二重負担、家庭内暴力、多子、栄養不足の問題など、女性は過酷な生活状況にある。

男性は占領中の紛争では土地を離れざるを得ないことも多く、農作業と家畜の世話は主に女性が担ってきた。また、紛争後も精神的な問題を抱えたり、闘鶏などのギャンブルやアルコールにふける男性もおり、男性が労働の主な担い手とならない場合もある[48]。コーヒーや米など、現金収入に結びつきやすい作物は男性が収益を得て、収入の少ない野菜や自給作物などは女性が担うことが多い。現金収入は自宅で管理するが、女性は日銭を稼ぐことに追われており、銀行やマイクロファイナンスへのアクセスは限られている。昨今、女性小グループ[49]を結成し、少額の融資を得て小規模事業を始めるものも増えているが、収入向上と組織化を通じて少しずつエンパワーメントが見られるものの課題も多い[50]。また、意志決定や会議の場は村長や村落長である男性に独占されており[51]、女性が発言することは稀である。このため、女性のニーズがこれまで十分に政策に反映されなかったことを踏まえ、農漁業省では広範な農村ジェンダー調査を行い、今後の農業開発に反映する見込みである。

[持続的な農業開発と女性]

地方の慢性的な栄養不足の問題を解決するため、畑と菜園の作物の改良、栄養指導、調理指導まで含んだホームガーデン・プロジェクトが推進されており、受益者の 70%は女性である。また、農漁業省は、国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization: FAO）の支援を得て、食糧保障の観点から、乾季の農作物栽培を推進する「ポストハーベスト運営国家戦略」を策定中である。ポストハーベストの担い手である女性農民を対象に、適正な作物栽培の指導を行い、輸入作物に頼らず、飢餓と栄養不足の影響を最小化する試みである。また、保健省と連携した栄養教育、教育省と連携した学校菜園プログラムなども今後

[48] 農漁業省および ADB 担当官のコメント。
[49] 5-10 名で 50-100 ドルほどの融資を受け、毎週少額返済していく農村小規模金融。利子は少なく月１%程度。女性グループは誠実であるとマイクロファイナンス機関にも好評である。また、農村女性もこの手の融資を好むが、男性には人気がない。
[50] アイナロ県で女性グループによる空豆加工による収入向上を支援する JICA－NGO パートナーシッププロジェクト・PARCIC によると、女性グループは会計や識字など多くの知識を得て、パッケージングや品質管理についても学んでいる。運送手段の供与により都市での販売も可能になったが、女性自身が村を離れて売買を行ったり、他地域との情報交換を積極的に行うまでには至っていない。夫による許可が得られず、研修に参加できない女性もいる。ただし、家庭内での意見表明は以前よりさかんになっている様子も見受けられる。
[51] 2008 年から、全国の村落委員会のメンバー構成が規定され、村長のもとに村落長たちと長老、女性 2 名、若者 2 名で構成することが定められている。この場での発言権をもつことが今後の課題である。

計画されており、女性と子どもを対象とした栄養教育と啓発活動が主眼となる。食料確保と栄養改善の観点から、女性と家族の健康を向上させるアプローチといえる。JICA の開発調査「農産物加工・流通業振興計画調査」で実施されている「国内産品の消費促進・料理教室事業」も、このような女性と子どもと家族の栄養改善と、調理法の意識向上による起業のアイデアを支援するプロジェクトのひとつである。

農漁業省では、食料確保と安全の観点から、男性、女性農民の相互扶助のための組織化が図られている。たとえば、政治安定後の 2007 年頃から、コーヒー生産者世帯が協同組合を結成するなどの動きが出てきており、これらの世帯は各世帯のコーヒーの収益を組合に定額貯金し、乾季の食料購入（輸入米、メイズなど）のための資金に回している[52]。女性の小組合も同様に、収益から集めた少額の組合資金を子どもの病気や学費や婚姻などの儀式で物入りのメンバーに貸与するシステムを作っている。

[女性のための普及活動・訓練]

全国には 8 県に普及センターがあり、スコ（村）には約 450 名の普及員が配置され、その約 6%が女性である。普及員は地元出身で農業高校卒業者レベルの教育を要求されるため、地方女性の採用は難しいのが現状である。女性のための普及活動については十分な調査やデータがないが、組合結成の推進や農業知識の普及など、地元に根付いた活動が期待されている。しかし、普及員の配属されていない村もあり、システムの見直しが問われている。

[農地所有権]

土地法については、司法省が現在「土地・財産権法（Law on Land and Property Right）」を草稿中であり、また同時に、民法の土地と財産の相続に関する条項部分も草稿中であるため、とくに、女性の土地と財産へのアクセスに関する権利の確保についてアドボカシー活動が行われている。父権制であり、ほとんどの地域で土地の所有権は男性（祖父から父へ、父から息子へ）の間で受け継がれる。歴史的に山間の狭い土地を耕してきたため、この小さな土地をめぐっての所有権の問題は、今後国家的な課題になると思われる。

[水産業]

東ティモール国は海に囲まれているが、海産物の年間消費量は一人当たり 4 キログラム程度であり、比較的少ない。これは、魚の加工技術や貯蔵技術および輸送手段が発達しておらず、山岳の住民（全体の約 70%）が入手することが難しいためといわれている。また、ほとんどの魚産物がインドネシアからの輸入品であることも問題視されている。農漁業省

---

[52] JICA－NGO パートナーシッププロジェクト・PARCIC は、このような観点からコーヒー生産者組合モデル普及プロジェクトを実施している。

では、燻製や缶詰などの技術指導とマーケティング販売戦略指導を漁民男女を対象に実施することを計画している[53]。

[53] JICA の漁業とジェンダー本邦研修に、本省の職員が参加している。

3-4　経済活動分野

経済活動分野の概況

1) 東ティモール国ではインフォーマル・セクターが成長しておらず、ビジネスはほとんどインドネシア人やその他の外国人によって握られている。そのため、男女ともにインフォーマル・セクターで雇用される機会はきわめて少ない。収入創出のためのスキルが欠けており、訓練へのアクセスも限られている。道路、市場、交通手段など基本インフラが整備されていない。
2) SEFOPE では、これらの問題に対処するため、女性の起業支援、短期 OJT 技術研修支援を行うとともに、欧州委員会（European Commission: EC）他の支援で、道路や橋や水路などの農村インフラの整備事業に、村の貧困世帯を参加させ、1 日 3 ドルを数ヶ月間支払うという「3 ドルプログラム」を実施し、地方の雇用創出の一助としている。
3) 経済開発省では、マイクロファイナンス、小企業、起業、協同組合他の分野でジェンダー主流化をはかるよう努めており、SEFOPE および SEPI と連携して、「農村地域の家庭経済研修」（2008 年～）を実施している。
4) 女性は、5-10 名ほどの自助グループを結成し小規模の 50-100 ドルほどの融資を受けることが多い。
5) 東ティモール国では、労働法により、男女雇用機会均等が定められている。また、女性の産休は有給で 3 ヶ月（男性の場合 5 日間）認められ、職場復帰後の 3 ヶ月は、育児時間として朝夕に計 2 時間が認められる。
6) 海外労働移動の問題は、東ティモール国では新しく、いまだデータ整備が行われていない。建設や家内労働の分野でオーストラリア、インドネシア、マレーシア、ポルトガル、アイルランドやイギリスなどに移動する男女が多いと言われているが、法律や保護体制は確立していない。

[ジェンダーに関する国家の取り組み]

経済開発省および SEFOPE は、省庁のジェンダー主流化に取り組んでおり、GFP によって省内の職員のジェンダー研修、ジェンダー予算研修、ジェンダーの取り組みに関する情報交換を行っている。女性の雇用創出、技能訓練、起業支援、マイクロクレジットの提供などはそれぞれの省庁に共通する課題のため、SEPI を含めた 3 機関での定例会議も開かれている。経済開発省には、今後、ジェンダー政策アドバイザーが長期にわたって派遣される予定であり、本格的な女性の経済エンパワーメント政策が草稿される見込みが大きい。政府は国連の支援を得て、全国的に「経済エンパワーメント調査」を継続中であり、暮らしと生計の観点から、農業、畜産業、エコツーリズムを組み合わせたバリューチェーン分析を行っている。また、SEFOPE では、GFP によって、基本的な全国の男女労働者のデータ整備、雇用者へのジェンダー研修、村落の雇用推進などが計画されている。

[雇用労働・雇用機会]

東ティモール国では、労働法により男女雇用機会均等が定められている。また、女性の産休は有給で 3 ヶ月（男性の場合 5 日間）認められ、職場復帰後の 3 ヶ月は、育児時間として朝夕に計 2 時間が認められる。また、妊娠中の女性の危険な業務は禁止されている。SEFOPE では、国内に 5 箇所の就労センターを運営しており、就労希望者の登録、職業訓練校[54]の紹介、職業斡旋などのキャリアガイダンスなどを行っているが、この利用者の年齢層は 15-29 才が最も多く、教育レベルは中学卒程度、男女比は半々である。

ただし、下表のように、民間部門の雇用はほとんど開発されておらず全労働市場の 17%足らずであり、不安定雇用が 42%を占める。女性は労働市場の 3 分の 1 を占めているが、その 8 割が路上に飲食の出店を開いたり、キオスクで物品を販売したりするマイクロビジネスに従事するしかない現状である。天然資源の石油は豊富であるが、コーヒー産業以外に主要な産業は見られず、国民の 8 割は、自給ベースの農業従事者である。ほとんどの農民が単一の作物を生産しており、自家作物を加工して付加価値をつけるなどのビジネスは、支援を受けたほんの一地域を除いて、ほとんど始まっていない。このような状況で、女性農民にとっての収入創出手段は、余剰作物を近隣や町の市場[55]で販売したり、市場で購入した日用品（石鹸・油など）を村で小売したりすることである。

部門	雇用				全体	%
	男性	%	女性	%		
民間部門	56,000	78	16,000	22	72,000	17
自営業	66,000	64	37,000	36	103,000	24
無給家庭労働者	47,000	64	26,000	36	73,000	18
不安定雇用者	114,000	65	63,000	35	176,000	41
計	283,000	67	142,000	33	425,000	100

出典: Timor Leste Labour Force Survey 2010

[インフォーマル･セクター]

東ティモール国では、いまだに自国民のためのインフォーマル・セクターが成長しておらず、ビジネスの雇用者はほとんどインドネシアや中国、シンガポール出身の外国人であり、東ティモール人の被雇用者もきわめて少ない。経済開発省では、近年、東ティモール国初の銀行の設立に向けて、ADB などの支援を向けて既存のマイクロクレジット機関に組織・能力強化を図っている。また、携帯会社のティモール・テレコムは、全国での携帯の

[54] 国立は全国に 3 校、その他にも民間のキリスト教系団体運営のものなど数校ある。
[55] 地方には、週に 1 度開かれる青空市場があり、村の女性たちは、片道 3-5 時間を歩いて余剰作物を販売する。輸送手段である馬は、男性が販売品や日用品の運搬に使用する。

普及を展開しているが、電気や水道、道路[56]などの基礎インフラの整備のほうは追いついていない。このような状況下で国民が収入創出を行う手段や知識と技能訓練へのアクセスも限られている。

[女性の労働者に対する支援制度]

SEFOPE では、女性の起業支援、短期 OJT 技術研修支援などを行うとともに、EC や国際労働機関（International Labour Organization: ILO）[57]などの支援を受け、道路や橋、水路などの農村インフラの整備事業に村の貧困世帯を参加させ、事業期間である数ヶ月間一日３ドルを支払うという「3 ドルプログラム」を実施し、地方の雇用創出の一助としている。この参加者選定には 30%を女性、75%を青少年男女にするようクライテリアを設けたが、実際には、女性は 27%と目標値に近い参加率を果たしている。インフラは男性がより高い関心をもつ傾向にあること、女性には道路修復などの力仕事は向かないという意識もあり、このような事業の情報は女性には届きにくいことに配慮して、村落委員会に対して参加者の規制をかけたものであるが、夫の許可を得て同事業に参加した女性のなかには、収入向上の機会を得て起業資金に活用したものもみられる[58]。青少年に関しては、村落離れが目立ち 60%の参加率しか達成していない。また、同事業では、地域の資源（土、石、人材、建設業者）を十分に活用するアプローチを採用している。

経済開発省では、小企業、起業、協同組合強化の分野でジェンダー主流化をはかるよう努めており、SEFOPE および SEPI と連携し、「農村地域の家庭経済研修」（2008 年～）を実施している。これまで、7 県でそれぞれ 70 世帯の夫婦に対して、リーダーシップ、起業、会計、記帳、家政、組織化、マーケティングなどを含めた研修を実施した。これらは家庭内での夫婦の共同責任と共同決定を啓発する目的もあり、収入創出と家政知識を高める[59]とともにマイクロファイナンスの提供も行っている。この事業は省庁内の各部局[60]の GFP が定例会議を開き、それぞれの分野の知見を共有している。

マイクロファイナンスは、民間実施機関[61]で一名につき年間約 2000 ドルまでの融資が行われているが、女性は 5-10 名程度の小さな自助グループを結成し、50-100 ドルほどの小規

---

[56] JICA は国道の道路と橋の整備、修復と維持管理プロジェクトや、水供給システム修復のプロジェクトなどを実施し、基礎インフラの整備による男女住民の生活支援を行っている。
[57] ３ドルプログラムには、アイルランド、ノルウェー、スペインも資金を支援している。
[58] 女性は、道路建設の際の草刈や枝の清掃、土台固めなどに効率的な力を発揮することがわかった。
[59] 東ティモールの村落では、結婚、葬式などに儀式には親類縁者を招いて多くの散在をするという慣習がある。また、これらの式典や祭りに費やす時間と金は比較的大きいとされている。これらの出費を子供の教育費や医療費に回すなどの、行動変容と意識変容も必要であると ADB は指摘している。
[60] 計画局、環境局、マイクロファイナイインス局、村落開発局、財務局、企業局、投資局、協同組合局、国際環境局の 9 部局。それぞれに一名 GFP が任命されている。
[61] Micro Finance Institute 他

模融資を受けることが多い。返済は、毎週女性リーダーの自宅にて行われ[62]、この際に、職員より女性グループに対して会計などの簡易なビジネストレーニングが行われている。このような小規模金融は女性に向いているとされ、ADB によれば、同国においても女性の利用率が 6 割に至っている。政治安定後の 2008 年、ILO 他の支援により SEFOPE、経済開発省、SEPI は Women in Self-Employment Program (WISE)によって、女性帰還民の起業のための技術訓練とスタートアップキットの提供、マイクロファイナンス支援を実施したが、同受益者に対しては、現在もフォローアップと追跡調査が行われている。

[労働移動]

労働移動の問題は、東ティモール国では新しく、いまだデータ整備が行われていない。建設や家内労働の分野でオーストラリア、インドネシア、マレーシア、ポルトガル、アイルランドやイギリスなどに移動する男女が多いと言われているが、労働者に関する法律や保護体制は確立していない。公式なものとしては、SEFOPE の労働移動サービス局では、韓国への海外就労支援を行い、2010 年は約 200 名（うち女性 27 名）が韓国へ建設、製造、農漁業の分野にて、2 年間の契約で移住した。これらの女性たちの海外での雇用状況や生活状況については、2011 年、アフリカ・カリブ・太平洋諸国移民観察（ACP Migration Observation）ネットワーク[63]の一国として、東ティモール国の海外と国内移住労働者の詳細調査が着手される。

人身取引の政策と法整備に関しては、政府は、2009 年にパレルモ協定と議定書に加盟している。新刑法には、反人身取引規定が明記され、反人身取引法第 1 稿が草稿中である。また、省庁連携の人身取引ワーキンググループが結成され、外務省[64]の議長のもとに四半期会議が開かれており、この委員会で草稿された反人身取引行動計画は首相に提出される見込みである。また、社会連帯省や警察、移民局も被害者を適切な関連支援機関へ照会する機能の強化に動き始めている。

人身取引の問題はいまだ十分なデータ収集は行われていないが、中国やカンボジアやミャンマーから入国したセックスワーカーや農漁業労働者の存在[65]や、東ティモール国からインドネシアやマレーシアなどに向かう家内労働者や工場労働者などの人身取引の問題についてはすでにメディアや国際移住機関（International Organization for Migration: IOM）、NGO などの活動により確認されている。

---

[62] ADB は経済開発省に対してマイクロファイナンス強化支援を行っているが、将来的には、モーバイルバンクを開設し、定期的に村落に車で移動する銀行を定着させる計画。これにより、グループ活動の資金管理や事業費の貸し借りが効率化すると見込まれている。
[63] スイスと EU が資金援助を行っている。
[64] 外務省は東ティモール国を訪れた USAID の MTV－EXIT キャンペーンの運営を勤めた。
[65] IOM によると、東ティモールはドルの稼げる国として人気が出ている。

3-5　平和構築分野

平和構築分野の概況

1) 社会連帯省は国家の復興と平和構築の分野を担っており、社会保障、元戦闘員、社会支援、社会再統合、災害マネジメントの分野で政策実施を行っている。国内避難民（Internally Displaced Persons: IDP）の帰還はほぼ終了したところであり、男女ともに出身地かその近隣の村に帰還し、コミュニティへの社会復帰支援が現在の課題である。
2) 同省大臣は自らジェンダー・リポートを出版し、省庁内のジェンダー主流化にはとくに力を入れているため、2007 年には、省内に「女性被害者の保護と困窮家庭の再統合局」（職員 14 名）が設置され、とくに女性支援事業を強化している。
3) 紛争による寡婦、孤児、障害者などのデータは現在、分析中であるため詳細な数は把握されていない。女性世帯主家庭については、UNDP の支援により全国でマッピングが実施されており、結果は 2011 年に公表される見込みである。寡婦世帯に対しては、「母の財布」支援プログラムが実施されている。
4) 紛争による家庭内暴力や性暴力の被害者はネットワークを強化し、自助グループを結成し、被害者の声を政府に届けている。政府は全国 4 箇所に国営のシェルターを運営し、家庭内暴力対策法 16 条に従って被害者の短期保護を実施している。
5) 地方分権化については、2009 年に「地域分割法」が制定された。2012 年の大統領選挙の後、「地方政府法」が制定され、現在の 15 県（District）が 5 地域に分割される構想である。また、現在の District が Municipality に格上げされ、2014 年には初の知事選挙が行われる見込みである。

[政策]

東ティモール国では、2009 年に IDP キャンプが全て閉鎖され IDP の帰還はほぼ終了したところであり、コミュニティへの社会復帰支援が現在の課題である。国家の復興と平和構築と福祉の分野を担う社会連帯省には、社会保障、元戦闘員、社会支援、社会再統合、人道支援、天然災害マネジメントの部局があり、女性大臣の指揮下で省庁のジェンダー主流化が図られている。同大臣は、自らジェンダーリポートを出版し、政策とプログラム実施のジェンダー平等にはとくに力を入れているため、2007 年には省内に「女性被害者の保護と困窮家庭の再統合局」（職員 14 名、うち GFP2 名）が設置され、以下の取り組みを行っている。年間予算は約 41,000 ドルである。郡レベルには社会啓発員（ソーシャル・アニメーターが 1 名ずつ配置され、村長および村落委員会との連絡のもと、困窮家庭への援助を担当している。

- 紛争で破壊された女性世帯主の家屋の修復、資金援助（ほぼ終了）
- 寡婦の生活支援

- 困窮家庭の医療費の援助
- 女性に対する暴力被害者への支援
- 女性の囚人の社会復帰支援

[寡婦支援]

紛争による寡婦、孤児、障害者などのデータは現在、同省にて分析中であるため詳細な数は把握されていない。女性世帯主家庭については UNDP の支援により全国でマッピングが実施されており、結果は 2011 年には公表される見込みである。現在、全国の寡婦世帯には UNDP の支援により「母の財布」支援プログラムが実施され、女性世帯主 1 名に対して年 45 ドルが供与されている[66]。また、家屋修復や土地の権利に関する法的支援[67]も行われている。IDP キャンプの女性たちが出生地に帰還する際には、まず居住地と耕作地の確保が必要であるが、寡婦の場合は、家父長的な文化のもと、親族からの十分な支援が得られなかったり、夫の土地を奪われたりする場合も多い。非識字、知識不足、現金収入の不足など村落女性が抱える問題に加えて、経済的な発展過程において寡婦には多くの社会不安が押し寄せている[68]。村落では本来地域にあった女性扶助グループや、IDP キャンプで形成された女性グループのリーダーシップと組織力を活かして、女性のピース・ビルダー・ネットワークを強化する様々な支援が行われている。

[女性に対する暴力の被害者の組織化とネットワーク]

「女性被害者の保護と弱者家庭の再統合局」では、紛争による家庭内暴力や性暴力の被害者に対して自助グループの結成を支援している。これらのグループは、それぞれの体験を語り合い力をつけることでニーズを政府に伝え、アドボカシー活動を行うものも多い。その結果、インドネシア占領下で行われた性暴力、IDP キャンプ内や国連軍によるレイプと性被害、戦争体験により精神的トラウマを抱えた夫からの暴力、少女への性暴力などの問題が明らかになっている。また、近年、女性に対する暴力のキャンペーンと啓蒙が、メディアやイベントを通じて行われたことで、地方における意識が男女共に高まり、女性に対する暴力を告発し、被害者を保護するさまざまな取り組みが主に NGO によって強化されている（3-6 にて詳述）。

社会連帯省は全国 4 箇所に国営のシェルターを運営し、家庭内暴力対策法 16 条に従って被害者の短期保護を実施しているが、収容体制が被害者のニーズに即しておらず、多数の NGO がシェルター支援や心理カウンセリング、治療、法的保護などを行っている状況である。

---

[66] UNDP によると、送金方法は、村長宛から女性世帯主宛てへと改善されている。
[67] IOM によると、女性の教育レベルの低さからくる認識不足・知識不足から、土地の権利を失ったり、供与された資金を無駄遣いしたり、奪われたりするケースが多く見られた。
[68]女性被害者の保護と弱者家庭の再統合局の担当官のコメント。

[地方分権化]

地方分権化については、2009 年に「地域分割法」が制定された。2012 年の大統領選挙の後、「地方政府法」が制定され、現在の 15 県（District）が 5 地域に分割される構想がある。また、現在の District が Municipality に格上げされ、2014 年には初の地方知事選挙が行われる見込みである。この Municipality のレベルで女性の政治参加を拡大するために、女性政治家や国際機関による政府へのアドボカシーと候補者への能力強化が始まっている。

家父長制の影響にて女性のリーダーシップが認められてこなかった村レベルではジェンダー平等政策の動きを受けて全国村長 442 名のうち女性村長が 16 名にまで増加しているが、いまだ全体の 6%に過ぎない。国家行政・地域運営省の地方行政局では、地方分権化の取り組みのジェンダー主流化[69]のため、女性村長の大幅な増員を目指して村の意思決定者たちへの呼びかけを続けている。2010 年 12 月には、全国の村長を集結した年次大会の場で、首相の出席のもと各村の課題の共有が行われたが、この場でもジェンダー主流化の方針は確認されている。

[69] UNDP は「Local Governance Support Program」の一貫で、「地方分権のジェンダー戦略」を草稿中。

3-6　女性に対する暴力分野

女性に対する暴力分野の概況

1) 2010 年 7 月、「家庭内暴力対策法」が制定されたため、国家をあげての全国的な家庭内暴力撲滅キャンペーンが実施されており、女性に対する暴力の問題は、家庭問題ではなく犯罪として次第に認識されつつある。
2) 財務省の最新統計では、女性の 38%が何らかの形で暴力を受けた経験があると分析されている。
3) 近親相姦の問題は、とくに地方でみられ、父親や祖父、親戚による少女への性暴力やレイプが問題化している。望まない妊娠をした場合も中絶ができず、学業を続けられなくなる少女も多い。
4) 村落での性暴力や家庭内暴力の傷害事件は伝統的な法の管理人である村の長老が仲裁するため、これらの問題が地域の裁判所まで持ち込まれることはほとんどない。SEPI と社会連帯省では、警察、病院、検事、弁護士、ソーシャルワーカー、教師、NGO などの連携システムのネットワークと能力強化に取り組み始めている。
5) インドネシア統治下の女性に対する性暴力の被害もいまだ女性にトラウマを残しているが、加えて国連兵による性暴力、元戦闘員の夫からの暴力などの問題も指摘されている。

[家庭内暴力対策法の制定]

2010 年 4 月、家庭内暴力対策法が議会を通り、同年 6 月には大統領が署名、同年 7 月には正式に公布された。現在、国家をあげての全国的な家庭内暴力撲滅キャンペーンが実施されており、女性に対する暴力の問題は家庭問題ではなく犯罪として次第に認識されつつある。また、2011 年には法の実施のための国家行動計画が策定される見込みである。この行動計画には、シェルターの整備、警察と法関係者の訓練とジェンダー意識の向上、被害者支援のための関連機関のネットワーク強化などが含まれるため、政府、国際機関、市民社会で協働した取り組みが求められる。現在、シェルター運営ガイドラインや、連携システム構築ガイドラインなども草稿中である。

[家庭内暴力]

家庭内暴力は、ポルトガル、日本、インドネシアの占領下の暴力的な支配にも根ざし、男性は幼少から暴力的環境に育ったため、問題解決の手段として暴力以外の方法をもちにくいと言われている[70]。また、婚資などの文化的影響もあり、教育レベルの低い妻や娘を支配し、思うように動かすことを当然と考える夫のメンタリティも根強い。加えて、経済の変化によって、収入向上手段をもたない女性の立場がさらに弱くなり、生活費の工面に

[70] CEDAW リポート。そのほか、女性に対する暴力に取り組む NGO のコメント。

夫への従属度を増しており、夫の暴力から逃がれることができないことも指摘されている[71]。これらの問題は深刻であり、財務省の調査[72]では 15-49 才の女性の 38%が何らかの形で暴力を受けた経験があると答え、結婚した経験のある女性の 74%が、夫から暴力を受けたことがあると答えている。とくに酒を飲んだ夫からの暴力が指摘されている。地域的には、夫からの暴力が最も多いのが、マヌファヒ県で 78%、ついでラウテム県の 56%である。

女性に対する暴力の撲滅は、政府の優先課題であり多くの国際機関と現地 NGO がこの対策に携わっているが、これらの担当官によると、村落での家庭内暴力や性暴力の傷害事件は伝統的な法の管理人[73]であるスコの長老が仲裁するため、これらの問題が地域の裁判所[74]まで持ち込まれることはほとんどないという。国家の法整備が進まないため被害者は家父長的な村の裁きに頼るしかなく、女性の人権およびリプロダクティブ・ヘルスの保護は省みられることが少ないのが現状である[75]。加害者の男性に対する罰則はきわめて少ないため、女性たちは心身的な障害を負ったうえに、社会的にも放逐される場合が多い。これらの暴力の被害者のシェルターは、政府やキリスト教団体、NGO などにより開設されており、たとえば、現地 NGO の FOCPERUS が支援する長期シェルターと一時保護施設では、2000 年から現在まで総計 1202 名の女性を収容し、社会復帰を支援してきた。また、SEPI と社会連帯省では、国際機関に支援を得て、警察[76]、病院、検事、弁護士、ソーシャルワーカー、教師、NGO[77]などの連携システムのネットワークと能力強化に取り組み始めており、緊急時の支援機関の連絡先を記したマニュアルを全国に配布している。今後、それぞれの機関のジェンダー意識向上と連携強化が図られる[78]とともに、村落での意識向上キャンペーンが拡大される見通しである[79]。

---

[71] NGO「男の暴力に反対する男の会」では、8 県の村落にて、男性のコミュニティリーダーや宗教リーダーを対象に意識啓発研修を実施しているが、村落の男性の意識が次第に変容し、女性を物ではなく人間として扱う男性も増えてきているという。現在、全国で男性メンバーは 600 名を超えた。今後、暴力の元凶である貧困解決のために、今後は、世帯の経済的エンパワーメントのための支援も行う予定。

[72]財務省、2009-2010 Timor-Leste Demographic and Health Survey

[73] UNFPA の女性に対する暴力担当者は、とくに東ティモールの問題として、この伝統的な法システムの存在を指摘している。市民法と並んで慣習法が存在し、この慣習法が女性の権利を侵害しているという。

[74] 現在、全国には 4 つの地方裁判所があり、13 県を分割して管理している。地方女性は、電話や交通手段ももたず、知識や情報もないため、地方裁判所にアクセスするのは非常に困難である。

[75] UNFPA 女性に対する暴力担当官、UNDP ジェンダー担当官他のコメント。

[76] 警察の Vulnerable Persons Unit(VPU) がこの問題を担当している。

[77] 法的支援を行う JMS,シェルター運営を行う FOKPERUS,シェルター運営と裁判支援を行う PRADET, 啓発活動と連携システム構築を行う Alola Foundation ほか、様々な NGO がディリ市内で活動している。

[78] Irish Aid は、この連携システムの強化のために、北アイルランドとリベリアと東ティモールの 3 か国のグッドプラクティスを共有し、情報交換を続けるプロジェクトを始めている。

[79] SEPI は草の根での意識変容を重視しており、2010 年には村長ほか村の主要人物を招いての 16 日間ワークショップ研修を実施した。

[性暴力]

最新の保健調査によると、15-49 才の女性で何らかの性暴力を受けたことがあるものの割合は 3%であり、そのうち 71%は夫からの暴力である[80]。また、近年では少女への性暴力も、初等・中等教育の退学の要因として問題化している。

近親相姦の問題はとくに地方でみられ、父親や祖父、親戚による少女への性暴力やレイプが問題化している。望まない妊娠をした場合も中絶ができず、学業を続けられなくなる少女も多い。保健省や教育省は、この事態を重く受け止め、若年妊娠の問題に含めて、近親相姦の問題分析を行う予定である。

インドネシア統治下の女性に対する性暴力の被害もいまだ女性にトラウマを残しているが、加えて国連兵[81]による性暴力や元戦闘員の夫による暴力の問題も指摘されている。これらについても主にディリ市内の NGO によって被害者支援が行われている。

都市のカラオケやマッサージパーラーで働く女性たちへの性暴力や性被害の問題については、同じくディリ市で活動する NGO が健康支援を行っている[82]。これらの女性たちは東ティモールよりも中国やベトナム、ミャンマー出身の女性が多いといわれ、セックスワーカーとして HIV／AIDS や性病に感染する危険性が高い。また人身取引のケースや、劣悪な環境で働くケースも観察されている[83]。

[80]財務省、2009-2010 Timor-Leste Demographic and Health Survey

[81] バングラデシュやパキスタン兵は、性暴力事件が発覚しても強制送還などの罰則が緩いため、駐屯地での村の女性の被害が多いといわれている。

[82] 2004 年の Alola Foundation の調査によると、ディリ市内では約 250 名のセックスワーカーがおり、その半分弱が東ティモール人であり、他はアジア諸国からの女性であった。その半数が人身取引と呼べる労働環境にあった。

4.　東ティモール国における開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配慮事項

(1)　男性と女性双方を取り巻く状況の確認

東ティモール国は、紛争後の平和構築過程への国際支援によりジェンダー平等政策が浸透し、独立を勝ち取った人権意識の強さも相まって、政策・制度上のジェンダー主流化はかなり進んでいるように見えるが、実際の女性たちの生活は父権制社会の伝統と文化の影響が色濃く、男性と対等な立場であるとは言いがたい。また、文化と紛争の影響から暴力的な環境におかれ、女性の性とからだも上述したような様々な問題にさらされている。とくに村落における父権制社会の成り立ちと、それが女性の生活に及ぼす影響、ならびに日常的に起きている女性に対する暴力の問題については、十分に理解をしたうえでの開発援助事業計画が必要とされている。たとえば、インフラ、農業、人材開発、保健セクターにおける開発援助事業においてジェンダー配慮を行う際には、計画段階で、現地の社会調査に基づき、ジェンダー問題を把握し、男女への聞き取りを行うとともに双方へ裨益をもたらす計画策定を行うことが望ましい。また、実施段階では、住民男女の参画を促し、ジェンダー格差を改善するようモニタリングを行うことが望ましい。計画・実施・評価のツールとして、性別データを活用することが求められよう。どのような開発援助事業を行う際にも、当該地の女性たちの置かれている過酷な状況はプロジェクト目標や成果を達成する上の大きなリスク要因と成りえるという認識が必要である。

また、東ティモール国においてジェンダー平等や女性のエンパワーメントを目的とする事業の場合は、家庭内暴力という緊急課題に対応する活動が不可欠であろう。とくに、家庭内暴力や性暴力被害者支援の連携ネットワークの構築と能力強化については、JICA の他国での経験と知見を生かした支援を考慮できよう。

(２)　食料安全確保と農業支援

東ティモール政府は、国家政策「農業成長推進と持続的な食糧保障のための戦略プログラム・Strategic Programme for Promoting Agricultural Growth and Sustainable Food Security」に基づいて農業・農村開発におけるジェンダー戦略を作成中であり、その内容は、輸入に頼らない持続的な食料の確保を農民の手によって行うものである。この実施には、生産物の多様性や加工や備蓄法などの様々な工夫が必要となる。

この分野は JICA 東ティモール国別戦略の重要課題であり、JICA はすでに開発調査「農産物加工・流通業振興計画調査」を実施し、女性を対象とした取り組みとして、「国内産品の消費促進・料理教室事業」と「女性グループによる家禽ビジネス支援事業」をパイロット事業として開始している。このような女性対象の農業技術支援によって女性と家族の収入

創出や栄養改善を図るアプローチは、村落の実情とニーズにあった手法といえる。FAO が推進するホームガーデン・プロジェクトやポストハーベスト戦略と連携して、地方の飢餓と慢性的な栄養不足の問題を解決するため、畑と菜園の作物の改良、栄養指導、調理指導まで含んだ支援が求められるであろう。また、農漁業省では同じく食料保障の観点から男性、女性農民の相互扶助のための組織化が図られており、JICA においては JICA－NGO パートナーシップ事業によってコーヒー生産者組合モデル普及プロジェクトを実施している。これらの世帯は、各世帯のコーヒーの収益を組合に定額貯金し、乾季の食料購入（輸入米、メイズなど）のための資金に回している。このような組織化のモデルを普及することは、山間住民の生活向上に大きく寄与するだろう。

(３) 女性の経済エンパワーメントの支援

上述の農業支援を行う際に、女性農民の経済的エンパワーメントを目指した収入向上支援のアプローチを取り入れることが、農村での女性の地位の向上と生活改善に有効である。東ティモール国では、上述した家父長制文化のために、女性たちは家庭内でも従属した立場に置かれ、村落の会議および委員会でも発言権は少なくなりがちと思われる。教育も小学校中退程度までしか受けておらず、慣習から夫の所有物と扱われる状況がみられ、家政に意見する自信ももっていないように見受けられる。このような状況を少しずつ変えていくには、妻が現金収入を得る手段をもち、家政の一部をコントロールする力を得て、家庭のなかで意見を表明できるようになることがひとつの方法と考えられる。

一例ではあるが、女性グループの食品加工事業を支援する JICA－NGO パートナーシップ事業では、エンパワーされたグループメンバーの女性が、大豆やハチミツ生産に従事する他グループと交流するようになったり、夫に研修参加を交渉するようになる様子を観察している。この試みは特定の村の少数の女性グループを対象に行われているが、今後の開発援助計画に参考になる部分もあると思われる。女性グループに対する会計や識字、パッケージング、品質管理、マーケティングに関する研修を実施し、生産した商品に付加価値をつけて販売することで、より多くの収益をあげられれば、インセンティブとなり得る。また、村落の資源を活かした商品の開発や生産指導については、青年海外協力隊の配置による支援も有効であろう。

加えて、女性の経済エンパワーメントの支援に欠かせないのは、JICA 東ティモール国の重点課題である道路や橋などのインフラの整備である。一般に女性が携わることの多い加工品を販売するための運送手段や、市場の整備（女性が利用しやすい市場の施設・設備）といったことが考えられる。また、農村インフラ支援において、将来的に住民参加型の村落インフラ整備を行う場合には、建設や補修に参加する男女住民の割合を配慮し、女性にプロジェクト参加による裨益が行き渡り、そのオーナーシップが醸成されるような取り組みが持続性の確保のためにも求められる。女性の経済エンパワーメントを達成するうえで、JICA の重点課題のひとつである金融面での人材開発もまた重要である。既存のマイクロファイナンス事業により、農村女性たちは、会計や組織運営や販売の技術向上を支援されて

いるが、その絶対数は少ない。農業セクターと女性の農作業労働が多くを占める当該国の特徴を把握し、農村の生活向上を視野においた人材開発計画・実施・評価が求められよう。

(4) リプロダクティブ・ヘルス

女性の妊産婦死亡率は、10 万人中 557 人と非常に高く世界でもワースト 3 位に入ると言われている。この原因は保健施設の不足と未整備、機材不足、医者と看護士と助産婦の不足、道路等インフラの未整備、交通手段の不足、伝統的な自宅出産の慣習など、基礎的な施設と人材の不備に尽きている。この分野で無償資金協力による支援を通じ、特に地方女性の医療施設へのアクセスが改善されれば、出産による死亡や健康被害を大きく改善する手段となりえるであろう。

草の根における住民の教育や意識向上とアクセスの改善のためには、現在、JICA－NGO パートナーシップ事業により、いくつかの村で SISCA 支援が行われている。成果を挙げた事業の知見を今後の開発事業計画に活用することは効果的と思われる。また、村落レベルでの保健ボランティアの育成とシステム強化には、青年海外協力隊の助産師や保健師の配置も効果的であると思われる。政府の緊急課題となっている少女の妊娠の問題についても、これらの草の根支援を通した、少年少女への性教育、意識向上、教育支援、育児支援などが可能であろう。

(5) 他ドナーとの調整

SEPI と各省庁のジェンダー主流化に関しては、国連や Irish Aid などの援助によりジェンダー政策アドバイザーが配置されており、中央政策のジェンダー主流化は比較的進んでいる状態である。実際に、省庁の職員の意識とコミットメントは十分に育成されており、今後は予算確保による増員と事業費の確保が課題である。その他の分野で他ドナーが力を入れているのは、女性の政治参加（UNIFEM、AECID、Irish Aid、AusAid、Norway 他）、女性に対する暴力（UNFPA、AusAid、Irish Aid、USAID 他）、母子保健（UNFPA、USAID、EC 他）の分野である。どれもが政府が最も着目するジェンダーイシューであり、緊急な対策が必要とされている。家庭内暴力対策法の施行に向けて家庭内暴力や性暴力の対策に関わる様々な関係者（法機関、警察、弁護士、検事、医者、看護士、カウンセラー、ソーシャルワーカー、シェルター運営者、技術訓練者、NGO）の人材育成と能力強化も今後多くの支援が必要であると思われるが、ソーシャルワーカーの育成などについてはまだほとんど手がつけられていない。(1)に述べたとおり、必要に応じてこれら人材の能力強化に他ドナーと連携して協力することは有効と思われる。

また、東ティモール国の優先課題が農業支援とインフラ整備、人材開発であることを鑑みると、他ドナーの支援の比較的少ないジェンダーと農業分野において、女性の生計支援を行うことにより、女性の経済的エンパワーメントを通した村落レベルでのジェンダー平等への道筋を提起する戦略は有効であり、その独自性が生かされるボトムアップのアプロ

ーチといえる。

5. 国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業

事業名	実施機関	援助機関	期間	予算 **(US$)**	対象分野
ジェンダー一般					
Enhancing the justice system	UNDP	Australia	2009-2013	AUD 1,000,001	ジェンダー問題に関する司法システムの構築
Gender Advisor	ILO/Ministry of Economic and Development	Irish Aid	2010-2013	Euro 271,192	関連省庁へのジェンダー・アドバイザー派遣
Gender Mainstreaming in Line Ministries	UNIFEM	Irish Aid	ongoing	68,134	関連省庁のジェンダー主流化
Integrated Programme for Women in Politics and Decision Making (Gender Resource Center in the National Parliament)	UNIFEM	AusAid	2008-2010	324,272	女性国会議員の能力強化、ジェンダー・リソースセンター運営
Integrated program for women in Politics and Decision making	UNIFEM	Irish Aid	ongoing	262,126	女性の意思決定と政治参加
Legal protection - rights, policy, legislation; Social & economic rights, gender-sensitive budgeting, social protection	MSS, MoH, MoJ, PNTL/UNPOL, Rede Feto, Alola Foundation, JSMP	AECID	2008-2011	N/A （MDG fund）	ジェンダー平等、家庭内暴力に関する法整備、実施
Promotion of the political participation with perspective of Gender equality	Paz y Desarrollo	AECID	2010-2014	650,000	女性の政治参加、ジェンダー平等
Raising women's voices: advocating for women's rights in East Timor	Progressio,/ Rede-Feto	EC	2010-2013	139,160	女性の組織化、経済的エンパワーメント、家庭内暴力防止に関する啓発活動
Strengthening Women's Organizations	Rede Feto	Development and Peace	2008-2013	156,800	女性グループの組織強化

保健医療					
Extending the outreach of comprehensive sexual and reproductive health care to vulnerable communities in rural Timor-Leste	Marie Stopes Internationa	EC	2009-2012	1,190,000	リプロダクティブ・ヘルス、母子保健、家族計画、経済的エンパワーメント
Healthy Community Project	Médicos do Mundu	EC	2009-2013	1,600,000	リプロダクティブ・ヘルス、母子保健
農水産業					
Food Security Project	Timor Aid	AECID	2010-2011	338,000	生計向上のための農産業支援
Investment Budget Execution Support for Rural Infrastructure Development and Employment Generation (TIM Works)	ILO	EC	2008-2010	2,050,000	村落インフラ開発と雇用創出
Mainstreaming gender in all aspects of community development work	JEF	OXFAM	ongoing	N/A	コミュニティ開発支援のジェンダー主流化、女性農民支援
Skills Training for Rural women	SPC	Development and Peace	2010-2011	29,400	農村女性の技術訓練
Support to women groups	Paz y Desorrollo	AECID	ongoing	400,000	漁業女性の起業支援
経済活動					
Economic Activities and Young women Assembly	FKSH	Development and Peace	2009 -2011	68,500	若年女性の経済的エンパワーメント
Economic Empowerment of Single mother	Fokupers	Norway	-2011	Nok3,000,000	寡婦の経済的エンパワーメント支援、家屋建設
Encouraging Economic and social empowerment with Gender perspective (micro-credits).	F-TOHA、CAILALO	AECID	2010-2014	2,340,000	女性に対するマイクロクレジット支援
平和構築					
Communities to Global Security Institutions: Engaging Women in Building Peace and Security	AMKV, APSCTL, Fokupers, SoSS	UNIFEM/DFID	2010-2012	943,740	女性の平和構築事業への参加促進
女性に対する暴力					
Advocacy and Assistance for women	Fokupers	Irish Aid	2011	79,043	女性と子どもに対する暴力、被害者

and children as victim of GBV					の連携システムの構築
Child Protection programme	UNICEF	Norway	-2011	11,700,000	女性と子どもに対する暴力被害者へのシェルター提供
Community organizing and training for men against violence	Asosiasaun Mane Kontra Violensia	Caritas Australia	2010-2011	102,642	女性に対する暴力防止に関する男性への啓発活動
GBV awareness training to communities in four villages in Fohorem sub district of Covalima	Hametin Lia Tatoli (HLT)	Australia	2010	18,049	ジェンダー暴力、住民対象意識向上トレーニング
MDG Achievement Fund for Gender – Joint Programme; supported by Spanish Cooperation	SEPI; Pradet; Fokupers; JSMP/VSS; MoH; MSS; MoJ; SoSS	UNFPA	2009-2011	858,360	反家庭内暴力法の実施、警察、医療、法律支援、アドボカシー、キャンペーン
Provide public information and education on domestic violence prevention and the judicial process in 30 villages in sub district of Covalima	Centro Juventude Covalima (CJC)	Australia	2010-2011	35,077	家庭内暴力の情報提供、教育推進による予防
Shelter for victims of sexual assault, trafficking, domestic violence and child abuse	Salele Safe House for victims of violence	Australia	2010-2012	150,375	性暴力、人身取引、家庭内暴力の被害者支援

6. ジェンダー関連の情報源

6-1 関連機関／組織・人材リスト

名称	対象分野	主な活動	連絡先
政府機関			
Secretary of State for the Promotion of Equality（SEPI） 平等推進国家長官	ジェンダー政策・制度	ジェンダー政策・計画の策定、ジェンダー主流化推進	Mr.Armando da Costa, National Director of Policy and Gender Development Mr. Nugroho Kacasungkana, Advisor, Department of Media and Communication Av. Presidente Nicolau Lobato Dili Tel: (670) 3339807 / 3331099 Tel: (670) 3339807
Ministry of Education 教育省	教育とジェンダー	教育に関する政策や戦略の策定	Mr. Afonso Soares,GFP Director of Policy, Planning and Development Rua de Vila Verde, Dili Tel: (670) 3339667
Ministry of Health 保健省	保健医療とジェンダー	保健医療に関する政策や戦略の策定	Ms. Natalia de Araujo, GFP Head of Quality Control Department Rua de Caicoli, Dili, Timor Leste Tel : (670) 3331035
Ministry of Agriculture and Fisheries 農業漁業省 計画政策局・ジェンダーユニット	農業・漁業とジェンダー	農業および水産業に関する政策や戦略の策定	Mr. Helder Neves, Head of International Cooperation and Food Security Ms. Maria Franciasca, GFP Head of Department of Agricultural and land use, geographical information system Ms. Dina Maria Mota, GFP, Gender Unit Department of Planning and Statistics Rua Presidente Nicolau Lobato, N5, Comoro, Dili
Ministry of Economy and Development 経済開発省	経済活動とジェンダー	経済、起業活動に関する政策や戦略の策定	Ms. Maria Carcers, GFP, Department of Planning, Minister of Economy and Development. Rua D. Aleixo Corte Real, Mandarim Dili Tel: (670) 3339039
Secretary of Vocational Training	労働とジェンダー	女性の起業、雇用に関する政策や戦	Ms. Bernaderdo Gomes, GFP

名称	対象分野	主な活動	連絡先
and employment 職業訓練・雇用長官		略の策定	Tel: (670) 7283171 Mr. Aniseto Leto Sorom, Director of Labor Inspection Tel: (670) 7304071 Mr.Jose Maria de Emprego, Director of National Employment Ex Edeficio CNRT, Rua Estrada de Balide, Dili Tel: (670) 7304070/7447777
Ministry of Social Solidarity 社会連帯省	平和構築と社会的弱者支援	平和構築、人権、福祉に関する政策・戦略策定。	Ms. Joanna de Cunha Gomes, GFP Department of women's victim protection and vulnerable family reintegration Rua de Caicoli, Dili-Ocidental
Ministry of State Administration and Territorial Planning 行政・地域計画省	地方分権とジェンダー	地方分権に関する政策と戦略の策定	Mr. Abilio Jose Caetano, Director of Department of Local Administration Ms. Aulora Ximenes, GFP Department of Local Administration Rua Jacinto Cândido, Dili, Tel: (670) 3339560 Fax: (670) 3310118
Ministry of Justice 司法省	反家庭内暴力法	反家庭内暴力法の制定	Mr. Miguel le Lemos, Legal Advisor Avenida Jacinto Cândido, Caicoli, Dili Tel: (670) 3331161
Ministry of Finance 財務省	開発計画・ジェンダー予算・ジェンダー統計	開発計画の策定と実施。統計整備	Ms. Juselina Corte-Real Palácio do Governo, Edifício 5-1 andar, Avenida Presidente Nicolau Lobato, Dili Tel: (670) 333951
国際機関			
UNDP	人間開発、ミレニアム開発目標	貧困削減、ミレニアム開発目標推進	Ms. Annie Serrano, Senior Gender Advisor UN House, Caicoli Street, Dili
UNIFEM	ジェンダー主流化、家庭内暴力	ナショナル・マシナリーの政策策定支援、法整備支援	Ms.Elaine Tan, Country Program Manager UN House, Caicoli St., Dili Tel: (670) 3313294
UNFPA	リプロダクティブ・ヘルス、家庭内暴力	母子保健、HIV・AIDS 対策支援。家庭内暴力の撲滅	Ms.Caroline Meenagh SEPI/UNFPA Program Manager UN Agency House, Estrada Caicoli, Caicoli,Dili Tel:(670) 3312618
ILO	労働とジェンダー	女性の起業と雇用	Mr. Roberto Pes, Assitant

名称	対象分野	主な活動	連絡先
		支援	Technical Advisor UN Agency House, Estrada Caicoli, Caicoli, Dili Tel: (670) 7230224
UNICEF	教育、子どもと女性の人権問題	子どもの教育、保健、HIV/AIDS 問題の支援	Mr. Jun Kukita Representative UN Agency House, Estrada Caicoli, Caicoli, Dili Tel: (670) 3313535 Fax (670 3313532
FAO	農業とジェンダー	農業政策支援、農民女性の収入向上、栄養向上支援のホームガーデン	Mr.Chana Opaskorkul Emergency Programme Officer UN Agency House, Estrada Caicoli, Caicoli, Dili
Asia Development Bank	インフラ開発とジェンダー	インフラ、上水道、マイクロファイナンス開発におけるジェンダー配慮	Mr. Brigido de Sausa, Project Implementation Officer Avenida Dos Direitos Humanos, Dili Tel: (670) 3324801 Fax: (670) 3324132
IOM	労働移動とジェンダー	移動労働者への支援、人身取引	Ms, Martina C de Kaenel, GFP Project Officer, Assistance to Irregular Migrant, Enhanced Migration Management Pallapaso, PO Box 15, Dili Tel: (670) 3313038 Fax: (670) 3312985
二国間援助			
Irish Aid/ Ireland Embassy	ジェンダー平等	ナショナル・マシーナリーの能力強化、GFP 支援	Ms. Ubalda Alves, Gender Officer Po Box 383,12 Rua Alferes Duarte Arbiro –Dili Tel: (670) 3324880 Fax: (670) 3324881
AusAID	保健、教育、家庭内暴力	家庭内暴力被害者支援	Mr. Luis de Sousa Sequeira, Program Officer Avenida dos Martires da Patria,Fatuhada-comoro,Dili Tel: (670) 3322111 Fax: (670) 3323261
USAID	保健、教育、貧困削減	保健・教育への支援	Ms Amy Hunt, Program Development Officer Vieira de Meilo Road, Lighthouse Area, Farol, Dili Tel: (670) 3322211 Fax: (670) 3322216
NGO			
Rede Feto Timor-Leste	女性と人権	政党、民族を超えた 21 の女性団体のネットワーク	Ms. Yasinta Lujina, Executive Director Rua Bispo de Medeiros

名称	対象分野	主な活動	連絡先
			Mascarinhas, Dili Tel: (670) 3317405
Alola Foundation	教育、保健、女性の収入向上、家庭内暴力	女性の生活向上、起業支援。教育、母子保健、家庭内暴力、人身取引被害者支援。	Ms. Teresa 'Alita' Verdial, CEO Mascarenhas, Marcado Lama, Dili Tel: (670) 3323855 (670) 7305178
Asosiasaun Mane Kontra Violencia	女性に対する暴力	女性の暴力に反対する男性の会。農村男性意識向上研修実施。	Mr. Oribio de Costa, Executive Director Mr.Natalio de Silva, Administration Rua Gov. Celestino da Silva, Farol, Dili Tel: (670) 7264240
Judicial System Monitoring Programme (JSMP)	女性に対する暴力	法整備、法律情報提供	Mr. Luis de Oliveira Sampaio, Director Rua Setubal, Colmera, PO Box 275, Dili Tel: (670) 3323883
Forum Komunikasi Untuk Perempuan Timor Lorosa'e (FOKUPERS)	女性に対する暴力	女性に対する暴力の被害者に対するシェルター支援	Ms. Maria G Barrebo, Executive Director Rua Gov. Celestino da Silva 27, Farol, Dili Tel: (670) 3321534
研究機関他			
Gender Resource Centre 国会ジェンダー・リソースセンター	女性の政治参加	国会のジェンダーコーカス・女性議員ネットワーク支援	Ms. Lumena Freitas Exposto, Maneger National Parliament , Av. Presidente Nicolau Lobato, Dili
JICA			
農産物加工・流通業振興計画調査	JICA 関連案件他のジェンダー配慮	女性グループによる家禽ビジネス支援、女性対象の料理教室支援	Mr. Masami Okumura Representative, JICA Timor Leste Office Tel: (670) 3311024 Fax: (670) 3312509
SHARE (JICA-NGO パートナーシップ事業)		母子保健、包括的地域保健サービスシステムの能力強化	Ms. Kana Taniguchi, Country Representative Ms. Yuu Yoshimori, Project Coordinator P.O Box 21, Dili, Tel&Fax: (670) 3311062
PARCIC (JICA-NGO パートナーシップ事業)		女性グループへの収入向上支援、一村一品技術指導	Ms. Kurisu Natsumi P.O.Box 41, Bairo Fomento 1, Comoro, Dili Tel/Fax: (670) 3321577

(2010 年 12 月現在)

6-2　関連文献リスト

文献名	著者	入手先	発行年
教育・訓練			
National - Net Enrolment Rate (EP) 2008-09	Ministry of Education	Ministry of Education	2010
National - Repetition/Drop Rates (EP) 2008-09	Ministry of Education	Ministry of Education	2010
保健・医療			
2009-10 Timor-Leste Demographic and Health Survey Fact Sheet	Ministry of Finance	USAID	2010
Annual Health Statistics Report January-December 2008	Ministry of Health	Ministry of Health	2009
Annual Health Statistics Report January-December 2009	Ministry of Health	Ministry of Health	2010
Global Mandate & Projects 2010	UNFPA	UNFPA	2010
Maternal and Child Health Program Annual Report 2009	Alola　Foundation	Alola　Foundation	2010
Timor-Leste 2009-10Demographic and Health Survey Key Findings	Ministry of Finance	USAID	2010
Timor-Leste Demographic and Health Survey 2009-10	Ministry of Finance	UNICEF	2010
農林水産業			
FAO's Main In –Country Programmes – Timor_Leste	FAO	FAO	2010
Plitika Jeneru Nian Ministeriu Agrikultura no Peskas (MAF) Timor-Leste (draft)	Minstry of Agriculture and Fishery	Minstry of Agriculture and Fishery	2009
東ティモール国農産物加工・流通業振興計画調査プログレスレポート	JICA Timor Leste Office	JICA Timor Leste Office	2010
経済活動			
COCAMAU Cooperativa Multi-Sektorial Moris Foun Unidade Kafe Nain Maubisse	PARCIC	PARCIC	2010
Combating Human Trafficking in Timor-Leste	IOM	IOM	2010
Human Trafficking in Timor-Leste IOM Assisted Case Profiles	IOM	IOM	2010
Ministerio dos Negocios Estrangeiros Gabinete do Ministro	Minister of Foreign Affairs	UNDP	2008
Population and Housing Census 2010 Preliminary	Ministry of Finance	JICA Timor Leste Office	2010

Results			
Press Release Observatory Group of Africa, Caribbean and Pacific Opening ceremony is held in Dili to officially Launching the ACP Observatory on Migration in Timor-Leste	ACP Observatory on Migration	IOM	2010
Timor Leste Labour Force Survey 2010	Secretariat of State for Vocational Training and Employment, National Statistics Directorate	ILO	2010
WISE-Women In Self Employment Project Final Report	UNDP ILO	ILO	2009
Women‘s Group “Hanoin ba Oin”	PARCIC	PARCIC	2010
社会・ジェンダー一般			
Alola Annual Report 2009	Alola　Foundation	Alola　Foundation	2010
Analysis of Mapping Gender Equality Activities (specific project on GE)	Irish Aid	Irish Aid	2010
Annual report 2009	Secretary of State for the Promotion of Equality	Secretary of State for the Promotion of Equality	2010
Bulletin Fundasaun Alola	Alola　Foundation	Alola　Foundation	2010
Centro de Estudos de Genero (Gender Resource Center)	Gender Resource Center	Gender Resource Center	2009
Common Core Document	UNDP	UNDP	2010
Initial Report Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (CEDAW) Summary	Office of the State Secretary for Promotion of Equality	UNIFEM	2007
Initial Report Convention on the elimination of All Forms of Discrimination Against Women (CEDAW) (table of content & Introduction)	Office of the State Secretary for Promotion of Equality	UNIFEM	2007
Mapping of ongoing and planned activities on gender equality funded by development partners	Irish Aid	Irish Aid	2010
Planu Asaun 2008-2012	Rede Feto Timor Leste	Rede Feto Timor Leste	2008
Supporting Gender Equality and Women’s Rights in Timor-Leste	IOM	IOM	2010
TA‘ES No.24	Secretary of State for the Promotion of Equality	Secretary of State for the Promotion of Equality	2010
Timor-Leste MDG Booklet 2010	República Democrática de Timor-Leste (RDTL)	UNDP	2010
Treaty Specific Document (CEDAW)	UNIFEM	UNIFEM	2010

Unidade Na Diversidade	Rede Feto Timor Leste	Rede Feto Timor Leste	2010
平和構築			
Solidariedade Proteksaun & Justisa Sosial ba Ema Hotu	Ministry of Solidality	Ministry of Solidality	2009
Women, Peace and Security AusAID's implementation of United Nations Security Council Resolution 1325	Aus AID	Aus AID	2010
家庭内暴力			
Atu Prevene no Responde ba Violensia bazeia ba Jeneru	Secretary of State for the Promotion of Equality	Secretary of State for the Promotion of Equality	2010
Babadok	FOKUPERS	FOKUPERS	2008
Baseline Study on Sexual and Gender-Based Violence in Bobonaro and Covalima	APSCTL	UNFPA	2009
FAKTA Ha'u lakon ha'u-nia otas atu eskola no halimar	FOKUPERS	FOKUPERS	2010
FOKUPERS	FOKUPERS	FOKUPERS	2010
Stop Violence: Responding to Violence against Women in Melanesia and East Timor	Aus AID	Aus AID	2009
Trafiku Umanu No Violensia Domestika Se Mak Bele Ajuda!	UNFPA	UNFPA	2010
Violence against Women in Melanesia and East Timor	Aus AID	Aus AID	2009
その他			
At a glance : Timor-Leste (Children displaced by violence in Timor-Leste face malnutrition and harsh conditions)	UNICEF	http://www.unicef.org/infobycountry/Timorleste_35194.html	2010
At a glance : Timor-Leste (Emerging leaders :Timor-Leste inaugurates young parliamentarians)	UNICEF	http://www.unicef.org/infobycountry/Timorleste_55866.html	2010
At a glance : Timor-Leste (statistics)	UNICEF	http://www.unicef.org/infobycountry/Timorleste_statistics.html	2010
Development Partners Indicative Budget from 2011-2014	JICA Timor Leste Office	JICA Timor Leste Office	2010
Development Partners Spending Programs from 2010 -2014	JICA Timor Leste Office	JICA Timor Leste Office	2010
Dili map	JICA Timor Leste Office	JICA Timor Leste Office	2010
Girl rights role model Marta launched to promote gender equality in Timor-Leste	UNICEF	http://www.unicef.org/infobycountry/media_36543.html	2010

Irish Aid Programme in Timor Leste 2010-2013	Irish Aid	Irish Aid	2010
JICA Timor-Leste information Sheet	JICA	JICA	2010
Progress Report for Children Affected by HIV/AIDS	UNICEF	http://www.unicef.org/about/execboard/files/Timor-Leste-FRS2009-revised_feb2010.pdf	2010
Revised country programme document	UNICEF	http://www.unicef.org/about/execboard/files/Timor-Leste-FRS2009-revised_feb2010.pdf	2010
Timor-Leste map 1	JICA Timor Leste Office\	JICA Timor Leste Office	2010
Timor-Leste map 2	JICA Timor Leste Office	JICA Timor Leste Office	2010

7.　用語・指標解説

＜用語説明＞

用語	説明
ジェンダー（gender）	社会的・文化的性差のこと。生物学的な性差（セックス）は、基本的には変更不可能だが、男女の役割やその相互関係を示す社会的な性差（ジェンダー）は、人々の考え方や価値観によって規定されているため、時代や地域などにより異なり、また変えていくことができる。ジェンダー平等、ジェンダー役割、ジェンダー分析、ジェンダー・バランスなどとも使われる。
ジェンダー主流化 (gender mainstreaming)	女性と男性が等しく利益を得て、不平等が永続しないようにするために、すべての政治的、経済的そして社会的な場において、男性の関心と経験と同様に、女性を政策とプログラムにおけるデザイン、実践、モニタリングおよび評価の不可欠な次元にするための戦略である。究極の目標はジェンダー平等を達成することである
ジェンダー・フォーカル・ポイント　(gender focal point)	省庁の各部局に配属されたジェンダー平等推進のための担当官。政策、制度、プログラム事業等のジェンダー主流化に取り組む。
ジェンダー予算（gender responsive budget）	国家予算、地方予算をジェンダーの視点から分析し、女性と男性（女子と男子）にそれぞれどのように影響しているかを把握すること。単に女性対象のプログラムへの予算を増加させることではなく、ジェンダー平等確保（例えば、保育サービスや育児手当など）の予算も含まれる。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（reproductive health / rights）	性と生殖に関する健康/権利。安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むかどうかの選択、時期、人数などを決定する自由をもつこと。
ナショナル・マシナリー (national machinery)	男女平等を推進する国レベルの女性問題担当行政機関。女性政策の立案・実施・各省庁への男女平等な施策の実施の促進を行う。
女性のエンパワーメント（women's empowerment）	ジェンダー差別により意思決定過程から排除され、力を奪われ、無力化（disempowerment）されてきた女性たちが、ジェンダー問題に気づき、その批判的意識を行動に転換するために、意思決定過程への参加の機会を獲得することで、自ら力をつける（self-empowerment）道を開くことである。女性の経済エンパワーメント、とも使われる。
アファーマティブ・アクション (affirmative action)	被差別集団が過去における差別の累積により他の集団と比べ著しく不平等な状態に置かれているような場合、格差の急速な是正のためにとられる積極的な優遇措置。
セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)	労働現場において、性的な言動等により女性労働者が労働条件につき不利益を受けること、または就業環境が害されること。また、同様に教育現場における女子学生の学習機会を阻むような行動、社会活動において女性の社会参加を阻むような行動も含む。
アクセスとコントロール (access / control)	アクセスは土地、労働、資金といった経済活動を行う上での資源やサービスなどを使用できること、あるいは使用する権利を有すること。コントロールは資源やサービスなどの管理について決定したり、所有したりする権利。
再生産活動 (reproductive activities)	子どもを生み、育てることといった「次世代を再生産」する活動と、洗濯や炊飯といった家族員が日々の生活を維持し、労働力を再生産していくための活動。
インフォーマル・セクター (informal sector)	小規模・零細で家族経営による経済活動の形態。ILOの定義によれば、この部門における経営では、単純技能を用いており、資本は不十分で、特定の場所的基盤を持たず、最小限或いは全く従業員を雇用しておらず、法制度の保護を受けられず、適正な会計処理能力等が欠如している。
マイクロファイナンス	小口融資や貯蓄、保険等の金融サービスを享受する機会を与えることで

(microfinance)	貧困層の所得向上をめざす、低所得者及び零細企業向けの小規模金融システム。グラミン銀行に代表されるように、農村の女性農民を対象とすることが多い。
ノン・フォーマル教育 (non-formal education)	正規の学校教育以外に、生涯教育、識字教育、ライフスキル教育などの目的をもって組織された教育活動。通常、対象となるのは現在学校教育を受けていない、または、過去に（十分な質の）教育が受けられなかった人々で、成人も子供も対象となり得る。内容・規模・対象者・実施方法などが多種多様であることが特徴である。
ミレニアム開発目標 (millennium development goal)	国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめた8つのゴールから構成される目標。ミレニアム宣言とは、2000年9月に国連ミレニアム・サミットで採択された、平和と安全・開発と貧困・環境・人権とグッド・ガバナンス（良い統治）・アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示したものである。

<指標説明>

指標	説明
ジニ係数	所得分配の不平等の度合を示す係数。0 と 1 との間の値をとり、完全に平等な場合 0、完全に不平等な場合 1 をとる。0.4 以上の場合、不平等度が高いと一般的に判断される。
合計特殊出生率	ある年次における再生産年令（15 - 49 才）の女性の年令別特殊出生率の合計。一人の女性が、その年次の年令別出生率に従い一生の間に生むとされる子どもの平均数を表わす。
1 才未満乳児死亡率	出生 1000 人に対する 1 才未満児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 1 才未満児死亡数÷1 年間の出生数×1000。
5 才未満幼児死亡率	出生 1000 人に対する 5 才未満児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 5 才未満児死亡数÷1 年間の出生数×1000。
妊産婦死亡率	10 万人出産に対して、妊娠関連の原因で死亡した女性の年間あたりの人数。
出産介助率	医師、看護婦、助産婦、訓練を受けた公衆衛生従事者、あるいは訓練を受けた伝統的な出産介助者のもとに出産をする割合。
経口補水療法 (ORT) 使用率	5 才未満児の下痢に対して経口補水塩または代替溶液が使用される比率。

8. 参考文献

ACP Observatory on Migration (2010) "Press Release： Observatory Group of Africa, Caribbean and Pacific Opening ceremony is held in Dili to officially Launching the ACP Observatory on Migration in Timor-Leste"

APSCTL (2009) "Baseline Study on Sexual and Gender-Based Violence in Bobonaro and Covalima"

Aus AID (2010) "Women, Peace and Security AusAID's implementation of United Nations Security Council Resolution 1325"

Aus AID (2009) "Stop Violence: Responding to Violence against Women in Melanesia and East Timor"

Aus AID "Violence against Women in Melanesia and East Timor"

CIA "The World Factbook"
(https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/tt.html)

FAO "FAO's Main In –Country Programmes – Timor Leste"

FOKUPERS (2008) "Babadok"

FOKUPERS (2010) "FAKTA, Ha'u lakon ha'u-nia otas atu eskola no halimar"

FOKUPERS "FOKUPERS"

Fundasaun Alola "Maternal and Child Health Program Annual Report (2009)"

Fundasaun Alola (2010) "Bulletin Fundasaun Alola"

Fundasaun Alola (2010) "Alola Annual Report 2009"

Gender Resource Center "Centro de Estudos de Genero (Gender Resource Center) 資料"

Government of Timor-Leste Website
(http://timor-leste.gov.tl/?lang=en)

IOM "Combating Human Trafficking in Timor-Leste"

IOM "Human Trafficking in Timor-Leste, IOM Assisted Case Profiles"

IOM "Supporting Gender Equality and Women's Rights in Timor-Leste"

Irish Aid (2010) "Irish Aid Programme in Timor Leste 2010-2013"

Irish Aid "Analysis of Mapping Gender Equality Activities (specific project on GE)"

Irish Aid “Mapping of ongoing and planned activities on gender equality funded by development partners”

JICA “東ティモール国農産物加工・流通業振興計画調査プログレスレポート”

JICA (2010) “JICA Timor-Leste Information Sheet”

JICA Timor-Leste Office “Development Partners Indicative Budget from 2011-2014”(excel 資料)

JICA Timor-Leste Office “Development Partners Spending Programs from 2010-2014”(excel 資料)

JICA Timor-Leste Office “Timor-Leste map 1”

JICA Timor-Leste Office “Timor-Leste map 2”

JICA Timor-Leste Office “Dili map”

Ministry of Agriculture and Fishery (2009) “Plitika Jeneru Nian Ministeriu Agrikultura no Peskas (MAF) Timor-Leste (draft)”

Ministry of Education (2010) “National - Net Enrolment Rate (EP) 2008-09”

Ministry of Education (2010) “National - repetition/Drop rates (EP) 2008-09”

Ministry of Finance “2009-10 Timor-Leste Demographic and Health Survey Fact Sheet”

Ministry of Finance (2010) “Timor-Leste Demographic and Health Survey 2009-10”

Ministry of Finance “Timor-Leste Demographic and Health Survey Key Findings”

Ministry of Finance (2010) “Population and Housing Census 2010 Preliminary Results”

Ministry of Foreign Affairs (2008) “Ministerio dos Negocios Estrangeiros Gabinete do Ministro”

Ministry of Foreign Affairs of Japan Website
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/data.html)

Ministry of Health “Annual Health Statistics Report January –December 2008”

Ministry of Health “Annual Health Statistics Report January –December 2009”

Ministry of Solidarity (2009) “Solidariedade Proteksaun & Justisa Sosial ba Ema Hotu”

National Statistics Directorate (2010) “Timor-Leste in Figures, 2009”
(http://dne.mof.gov.tl/)

Office of the State Secretary for promotion of Equality (2007) “Initial Report Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (CEDAW) Summary”

Office of the State Secretary for Promotion of Equality (2007) “Initial Report Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (CEDAW) (table of content & Introduction)”

PARCIC (2010) “Women‘s Group “Hanoin ba Oin”

PARCIC (2010) “COCAMAU Cooperativa Multi-Sektorial Moris Foun Unidade Kafe Nain Maubisse”

Rede Feto Timor Leste (2010) “Unidade Na Diversidade”

Rede Feto Timor Leste (2008) “Planu Asaun 2008-2012”

República Democrática de Timor-Leste (RDTL) (2010) “Timor-Leste MDG Booklet 2010”

Secretary of State for the Promotion of Equality “Annual Report 2009”

Secretary of State for the Promotion of Equality “Atu Prevene no Responde ba Violensia bazeia ba Jeneru”

Secretary of State for the Promotion of Equality (2010) “TA‘ES No.24”

Secretariat of State for Vocational Training and Employment, national Statistics Directorate (2010) “Timor Leste Labour Force Survey 2010”

The World Bank Website
(http://data.worldbank.org/country/timor-leste)

UNDP (2010) “Human Development Report 2010”

UNDP “Common Core Document”

UNDP, ILO “WISE-Women In Self Employment Project Final Report”

UNIFEM “Treaty Specific Document (CEDAW)”

UNFPA (2010) “Global Mandate & Projects 2010”

UNFPA “Trafiku Umanu No Violensia Domestika, Se Mak Bele Ajuda!”

UNICEF At a glance : “Timor-Leste : Children displaced by violence in Timor-Leste face malnutrition and harsh conditions”
(http://www.unicef.org/infobycountry/Timorleste_35194.html)

UNICEF “At a glance : Timor-Leste inaugurates young parliamentarians”
(http://www.unicef.org/infobycountry/Timorleste_55866.html)

UNICEF “At a glance : Timor-Leste (statistics)”
(http://www.unicef.org/infobycountry/Timorleste_statistics.html)

UNICEF “Girl rights role model Marta launched to promote gender equality in Timor-Leste”
(http://www.unicef.org/infobycountry/media_36543.html)

UNICEF “Progress Report for Children Affected by HIV/AIDS”

UNICEF “Revised country programme document”

UNSD (2010) “The World’s Women 2010”
(http://unstats.un.org/unsd/demographic/products/Worldswomen/WW2010pub.htm)

UNSD “Millennium Development Goals Indicators”
(http://unstats.un.org/unsd/mdg/Data.aspx)

WHO “HIV/AIDS in the South – East Asia Region 2009”
(http://www.searo.who.int/EN/Section10/Section18/Section348.htm)

WHO “TB Country Profile”
(http://www.who.int/tb/country/en/)